

信用金庫・信用組合に対する立入検査に係る実態調査

(案件名「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」)

報 告 書

プロティビティ合同会社

令和5年3月31日

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに： 本件調査の目的 | 1 |
| 1 本件調査の概要 | 2 |
| 2 調査結果(要約) | 5 |
| 2.1 事業者支援施策と検査との整合・一貫性 | 5 |
| 2.2 検査実施プロセスに関する信用金庫・信用組合における全体的な満足度 | 5 |
| 2.3 財務(支)局における信用金庫・信用組合に対する検査体制 | 5 |
| 2.4 リモート手法での検査 | 6 |
| 3 改善策の提言 | 7 |
| 3.1 協同組織金融機関との深度ある対話に向けた、事例の活用 | 7 |
| 3.2 金融機関に対する配慮の継続 | 7 |
| 3.3 財務局検査官の専門性維持・向上 | 7 |
| 3.4 財務局におけるオン・オフ一体運営の取り組みの推進 | 7 |
| 3.5 効果的なリモート検査へ向けた運用の改善 | 8 |
| 4 信用金庫・信用組合に対するアンケートおよびヒアリング結果 | 9 |
| 4.0 アンケートおよびヒアリング結果の定量データ化について | 9 |
| 4.1 各種施策と検査の一貫性 | 10 |
| 4.2 財務局検査官の理解度 | 12 |
| 4.3 財務局検査官の専門性 | 14 |
| 4.4 金融機関の負担への配慮 | 16 |
| 4.5 財務局内外の連携体制 | 20 |
| 4.6 検査における対話姿勢 | 22 |
| 4.7 リモートによる検査手法 | 24 |
| 4.8 検査の有益性 | 27 |
| 5 財務(支)局に対するアンケートおよびヒアリング結果 | 29 |
| 5.1 各種施策と検査の一貫性 | 29 |
| 5.2 金融機関のリスク把握 | 31 |
| 5.3 検査官の専門性 | 33 |
| 5.4 金融機関への依頼事項 | 34 |
| 5.5 局内の連携体制 | 38 |
| 5.6 検査における対話姿勢 | 40 |
| 5.7 リモートによる検査手法 | 42 |
| 5.8 検査の有益性 | 44 |
| Appendix. 1 調査要領 | 46 |
| Appendix. 2 アンケート質問項目 | 49 |
| Appendix. 3 検査・監督におけるリモート会議形式の活用に向けて | 56 |

はじめに： 本件調査の目的

金融行政の究極的な目標は、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」と位置づけられ、この目標の達成に検査・監督(モニタリング)が効果的に寄与していくことが求められる。また、金融を取り巻く内外の環境が急激に変化する中、金融行政が直面する課題に的確に対応し、モニタリングの質や深度、当局としての対応について適切な判断が確保されるよう、モニタリングの品質管理を強化し、モニタリングの質を不断に向上させていくことが、これまでの金融検査マニュアルにあるようなチェックリスト・アプローチを用いた最低基準の検証が主であった時代と比べ、一層重要となっている。

こうしたモニタリングのあり方については、金融庁内部の議論だけではなく、外部からの意見や提言、批判がモニタリングに的確に反映されることが重要であり、外部からより忌憚のない意見等を聴取するために第三者を活用することが有用である。

したがって今般、モニタリングに対する意見や、提言、批判を把握することを目的として、日頃モニタリングにご協力いただいている金融機関(今回は信用金庫・信用組合)を対象として、加えて、多面的な視点・問題意識を踏まえた評価を行うべく各財務局検査官に対しても、アンケートおよびヒアリングから構成される「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」(以下「本件調査」)を実施した。

1 本件調査の概要

今年度の本件調査の範囲は「信用金庫・信用組合に対する各財務(支)局¹による立入検査²」であり、令和3年7月から令和4年12月までに各財務局による検査³が行われた各信用金庫・信用組合⁴および財務局検査官からの評価を対象としている。概要は以下の通り。

- 金融庁総合政策局リスク分析総括課検査監理官グループから提示された調査対象の信用金庫・信用組合において実際に検査に対応した役職員各位に対し、各財務局による検査の実施状況に関してアンケート(32先・151名)およびヒアリング(16先)を行った。【本報告書4.】
- 加えて、財務局検査官(11局・43名)に対してもアンケートおよびヒアリングを行った。【本報告書5.】
- 本件調査の方法論・手続き等に係る委細については、【本報告書 Appendix.1.】を参照のこと。

| | 調査対象の信用金庫・信用組合 32先 | 財務局検査官 11局 |
|-------|-----------------------|----------------|
| アンケート | 32先 (回答率 100%) | 11局 (回答率 100%) |
| | ↓ | ↓ |
| ヒアリング | 16先 | 11局 |

【本報告書4.】および【本報告書5.】のとりまとめに際しては、アンケートおよびヒアリングでの各項目をもとに、下表の観点として構成している。

| 4 信用金庫・信用組合に対する アンケートおよびヒアリング結果 | 5 財務(支)局に対する アンケートおよびヒアリング結果 |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 4.1 各種施策と検査の一貫性 | 5.1 各種施策と検査の一貫性 |
| 4.2 財務局検査官の理解度 | 5.2 金融機関のリスク把握 |
| 4.3 財務局検査官の専門性 | 5.3 検査官の専門性 |
| 4.4 金融機関の負担への配慮 | 5.4 金融機関への依頼事項 |
| 4.5 財務局内外の連携体制 | 5.5 局内の連携体制 |
| 4.6 検査における対話姿勢 | 5.6 検査における対話姿勢 |
| 4.7 リモートによる検査手法 | 5.7 リモートによる検査手法 |
| 4.8 検査の有益性 | 5.8 検査の有益性 |

¹ 本報告書において、以降、「財務局」と記載する場合がある。

² 本報告書において、以降、単に「検査」と記載する場合がある。

³ 同期間内に行われた、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策(以降、「AML/CFT」)に係る検査は、金融庁の指示により本件調査の対象外としている。ただしヒアリングにて一部言及がなされる場合がある。

⁴ 本報告書において、以降、「信用金庫・信用組合」を「金融機関」と記載する場合がある。

なお、【本報告書 4.】および【本報告書 5.】と、アンケート質問項目との対応関係は下表の通り。

- アンケート質問項目は、検査実施プロセスの網羅性確保を目的とし、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(令和4年8月公表)」における検査実施プロセス(「別紙2 立入検査の基本手続」)を基本軸とした構成に基づき作成している。
- アンケート質問項目の詳細は、【本報告書 Appendix.2.】を参照のこと。

| 4 信用金庫・信用組合に対する アンケートおよびヒアリング結果 | 金融機関向けアンケート質問項目 |
|------------------------------------|---|
| 4.1 各種施策と検査の一貫性 | 8~9 事業者支援等の施策と検査との間での一貫性・整合性 |
| 4.2 財務局検査官の理解度 | 5~6 総論 25,37 検証(対話姿勢)、実地調査 |
| 4.3 財務局検査官の専門性 | 40 検証(対話姿勢)、実地調査 |
| 4.4 金融機関の負担への配慮 | 10 予告から立入検査開始までの期間 11~16 事前に資料等を求める際の留意事項 17~20 重要事項の事前説明等 23~24,26~27,31 資料を求める際の留意事項 57~60 その他留意事項 61 検査結果に基づくモニタリング |
| 4.5 財務局内外の連携体制 | 35~36,38 検証(対話姿勢)、実地調査 63 検査結果に基づくモニタリング 64 情報管理 65 日銀等との連携(信金のみ) |
| 4.6 検査における対話姿勢 | 28~30,32~34,39 検証(対話姿勢)、実地調査 51~56 立入検査終了手続(エグジットミーティング) |
| 4.7 リモートによる検査手法 | 43~50 リモート検査手法 |
| 4.8 検査の有益性 | 2~4,7 総論 21~22 外部監査人・員外理事・監事との意見交換 41~42 検証(対話姿勢)、実地調査 62 検査結果に基づくモニタリング |

| 5 財務(支)局に対する アンケートおよびヒアリング結果 | 財務局向けアンケート質問項目 |
|---------------------------------|---|
| 5.1 各種施策と検査の一貫性 | 11~12 事業者支援等の施策と検査との間での一貫性・整合性 |
| 5.2 金融機関のリスク把握 | 8~9 総論 28,40 検証(対話姿勢)、実地調査 |
| 5.3 検査官の専門性 | 2~4 総論 43 検証(対話姿勢)、実地調査 |
| 5.4 金融機関への依頼事項 | 13 予告から立入検査開始までの期間 14~19 事前に資料等を求める際の留意事項 20~23 重要事項の事前説明等 26~27,29~30,34 資料を求める際の留意事項 60~63 その他留意事項 64 検査結果に基づくモニタリング |
| 5.5 局内の連携体制 | 38~39,41 検証(対話姿勢)、実地調査 66 検査結果に基づくモニタリング 67 情報管理 |
| 5.6 検査における対話姿勢 | 31~33,35~37,42 検証(対話姿勢)、実地調査 54~59 立入検査終了手続(エグジットミーティング) |
| 5.7 リモートによる検査手法 | 46~53 リモート検査手法 |
| 5.8 検査の有益性 | 5~7,10 総論 24~25 外部監査人・員外理事・監事との意見交換 44~45 検証(対話姿勢)、実地調査 65 検査結果に基づくモニタリング |

2 調査結果(要約)

調査結果の要約は以下の通り。

2.1 事業者支援施策と検査との整合・一貫性

事業性評価、金融仲介機能の発揮、コロナ禍における実質無利子・無担保融資といった各種の事業者支援施策の枠組みと、財務局検査との整合・一貫性について、調査対象金融機関からの違和感の表明は少ない。検査では各金融機関の状況に応じ、事業者支援施策に係る検査・対話と、検査項目(特に健全性・信用リスク管理)とのバランスが取れているとの評価となっている。

一方で財務局検査官は、事業者支援施策をどう検査において対話に繋げていくべきかの知見が必ずしも十分ではないと自己評価しており、金融機関との今後の対話において問題意識を有している。

【→ 改善提案 3.1】

2.2 検査実施プロセスに関する信用金庫・信用組合における全体的な満足度

全体傾向として調査対象金融機関の満足度は比較的高い水準に達している。背景として、財務局検査官が「立入検査の基本的手続」に沿って、相当程度まで金融機関の負担への配慮を行っていることをヒアリングにおいて確認した。

また、対話が徹底されており、調査対象金融機関からは検査が自社の経営や管理態勢高度化において有益であったとの評価が定着していることから、金融検査マニュアル時代の検査からの脱却が図られていると考えられる。

【→ 改善提案 3.2】

2.3 財務(支)局における信用金庫・信用組合に対する検査体制

調査対象金融機関からの財務局における連携・役割分担等の体制面や検査官の専門性の評価は、比較的高い水準に達している。

他方、財務局の検査体制に係る自己評価では、人員不足や、検査官の専門性維持・向上において課題を有している。特に若手検査官については短期間で財務局内の検査・監督と関係がない他部署への異動が避けられないため、組織として、検査における今後の専門性の共有・伝承だけでなく、検査の体制維持においても危機感を有している。

また、検査官の専門性に関しては、協同組織金融機関の規模や態勢成熟度に相当の幅があることから、金融機関と対話するのは容易なことではないとの問題意識を有している。

【→ 改善提案 3.1 および 3.3】

さらに、財務局検査官による自己評価の全体傾向として、財務局内の金融監督課から検査部門に共有される情報・データの分析が十分でないと認識しており、財務局におけるオン・オフ一体のモニタリング態勢に問題意識を有することが把握された。

【→ 改善提案 3.4】

2.4 リモート手法での検査

リモート検査を経験した調査対象金融機関はそのメリットを高く評価しており、検査において対面とリモートの使い分けを前提として、リモート手法の許容・推進要望を表明することが多い。

他方、リモート検査を経験していない調査対象金融機関においては、リモート手法を活用した検査は深度ある対話が難しいといったイメージから、否定的な傾向もみられた。

ただし共通して、多くの調査対象金融機関はリモート会議に不慣れであることが見られており、相互の意思疎通が求められるような形態のリモート会議に触れる経験がない、あるいは経験が少なく、効果的にリモート会議を運営する方法を意識していないことが把握されたため、今後、運営方法の工夫次第でリモート手法を浸透させる余地は十分に考えうる。

【→ 改善提案 3.5】

3 改善策の提言

実態調査結果を踏まえた改善策は次の通り。検査の基本的な方針・手続きなどの改正ではなく、運用の徹底によって改善が可能と考えられる。

3.1 協同組織金融機関との深度ある対話に向けた、事例の活用

財務局検査官においては、事業者支援施策を検査においてどのように対話に繋げていくべきかの知見が必ずしも十分ではないことや、協同組織金融機関の規模や態勢成熟度に相当の幅があることから、対話が容易ではないことについて問題意識が把握された。

今後、検査指摘に係る事例を共有し、各金融機関のビジネスモデルやリスクプロファイルの個別性を踏まえたうえで、事例に基づく知見を土台として対話に活用することが考えられる。

3.2 金融機関に対する配慮の継続

現在においても、検査に係る金融機関の満足度は比較的高い水準に達しているものの、徴求資料の分量、提出期限設定、資料の電子媒体化推進において、一部の調査対象金融機関からネガティブ評価がされる個別のケースが散見されている。これらはいくつまでも一部ではあるものの、検査プロセス全体の納得性や満足度を損なう可能性があるため、財務局検査官は引き続き、金融機関への配慮において十分留意すべきである。

3.3 財務局検査官の専門性維持・向上

財務局検査官の専門性について金融機関からは良好な評価を得ているものの、財務局検査官は自らの専門性維持・向上において強い問題意識を有していることが把握された。

財務局自らの取組だけでなく、金融庁として各財務局の専門性向上を支援する取り組みとして、現状、金融庁作成の内製動画⁵を通じた知識習得が高く評価されているが、これを継続・発展させることが考えられる。

3.4 財務局におけるオン・オフ一体運営の取り組みの推進

財務局検査官の自己評価の全体傾向として、監督課側から検査班に共有される情報・データの分析が十分でないと認識していることが把握された。一部の局では効果的なオン・オフ一体運営への向けた具体的取り組みを進めていることを本件調査において把握されているものの、財務局におけるオン・オフ一体のモニタリング態勢を効果的に運営する必要がある。

協同組織金融機関に対する検査周期が長期化していることから、財務局におけるオフサイトモニタリングを含めた機動的なリスク把握は重要であり、これに基づき「金融機関の規模・特性に応じた検査」の精度を高めることが、金融機関にとっての納得性・満足度を維持することが重要となる。オン・オフで共有する情報やオフサイトモニタリングの分析手法は財務局毎に異なることから、各財務局において不十分な点があれば見直しを検討するなど、オン・オフ一体での運営が重要と考えられる。

⁵ 金融庁にて知識付与型の座学講義をビデオ化し、職員が各自職場 PC により、オンデマンドで受講（視聴）できる研修を指す。

3.5 効果的なリモート検査へ向けた運用の改善

本件調査では、リモート検査を経験した調査対象金融機関はそのメリットを高く評価しており、検査において対面とリモートの使い分けを前提としてリモートの許容・推進要望を表明することが多いことが把握された。

そのため、効果的なリモート検査を進めるためには、今後、金融機関との間で、対面で検証する事項とリモートで検証する事項の使い分け、リモート時の会議の進め方⁶といった事項について、事前に調整することが円滑なリモート検査における意思疎通において重要となる。

⁶ 「Appendix.3 検査・監督におけるリモート会議形式の活用に向けて」もあわせて参照。

4 信用金庫・信用組合に対するアンケートおよびヒアリング結果

4.0 アンケートおよびヒアリング結果の定量データ化について

本件調査のアンケートおよびヒアリングの結果については以下の通り定量データ化を行い、本項 4. および次項 5.において、各グラフを作成・表記している。

① アンケート結果の定量データ化

アンケートは、各設問の回答選択肢を下表の通り設定の上、スコア化している。

本報告書では、「やや同意する」と「強く同意する」の中間点である、スコア平均 3.5 を「一定程度、満足度が高い水準」として評価している。

| アンケート回答選択肢 | スコア |
|------------|-----|
| 全く同意しない | 1 |
| あまり同意しない | 2 |
| やや同意する | 3 |
| 強く同意する | 4 |

② ヒアリング結果の定量データ化

ヒアリング結果は、アンケート結果のみでは把握できなかった回答者の意図・本音が反映されているため重要となる。本報告書では、冗長になりがちな定性コメントの列挙ではなく、全体の傾向を把握することを目的に定量データ化を行っている。

具体的には、ヒアリングから得られた各位のコメントの内容・主旨については、下表の 3 尺度でスコア化したうえで、平均値を用いてグラフ化している。

本報告書では、全体傾向の評価として、平均値が 0 より大きければ「ポジティブ」、0 未満なら「ネガティブ」としている。

なお、定量化されたデータ数は、約 700(金融機関)、約 500(財務局)である。

| ヒアリングコメントの内容・主旨 | スコア |
|-----------------|-----|
| ポジティブ | 1 |
| 中立 | 0 |
| ネガティブ | -1 |

4.1 各種施策と検査の一貫性

「各種施策と検査の一貫性」とは、事業性評価、金融仲介機能の発揮、コロナ禍における実質無利子・無担保融資といった各種の事業者支援施策と、財務局検査の考え方・検証目線との間の整合・一貫性、といった観点を指す。

地域に対する各種の事業者施策における優先課題や、各金融機関における課題において、各金融機関と財務局での認識は一致し、検査姿勢・検査項目と整合し一貫性をもって反映されていることが重要となる。この背景のもと、本項ではこれらの各種の事業者施策と財務局検査との整合・一貫性の評価を行う。

【アンケート結果】

アンケート結果では、全体傾向として金融機関からの評価はポジティブであった。

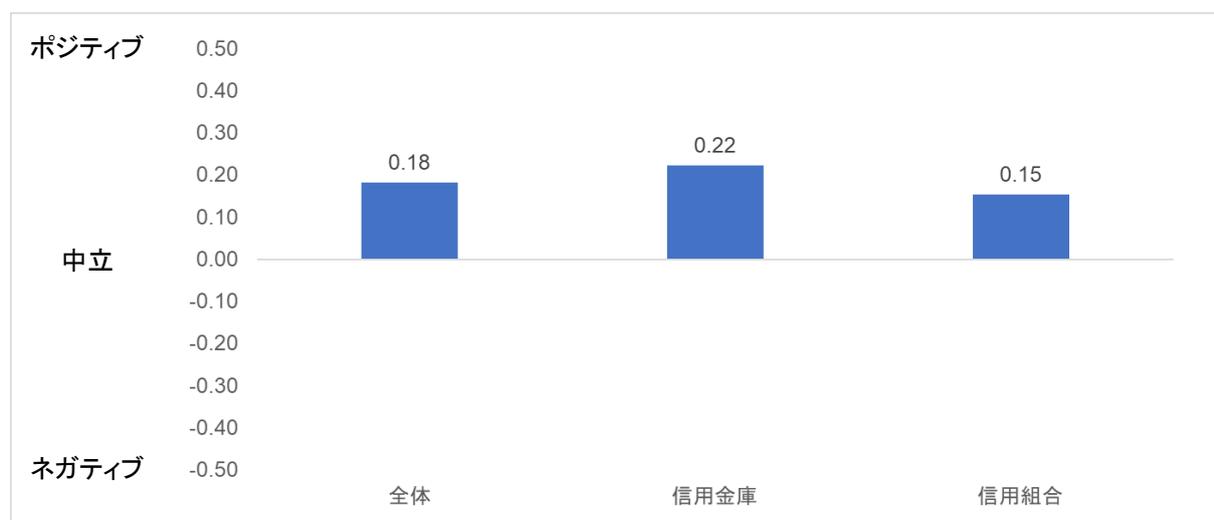
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----|-------------------------|---|------|-------|
| 総論 | 事業者支援等の施策と検査との間の一貫性・整合性 | 8 各種の事業者支援施策と、財務(支)局検査における考え方や検証の目線は一貫性があり、整合している。 | 選択 | 3.32 |
| | | 9 各種施策と検査が整合していること、あるいは整合していないと感じることについて、お考えを記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

アンケート結果同様、ヒアリング結果においては全体傾向として金融機関からの評価はポジティブであった⁷。

【グラフ 4.1-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

⁷ 金融機関からの評価の一方で、後述(5.1)する財務局では強い問題意識を有していることに留意。

「各種施策と検査の一貫性」についての金融機関のアンケート記述回答(No.9)、および典型的なヒアリングコメントは次の通り。各金融機関の状況に応じ、事業性評価といった事業者支援施策に係る検査・対話と、健全性・信用リスク管理に係る検査項目とのバランスが取れているといった評価となっている。

- 経済状況が刻々と変わるため、将来的にはまた検査の考え方が異なってくるかもしれないが、現在の経済状況では、コロナ禍において融資を行い、経済をどう立て直していくかという施策と検査に一貫性・納得性はあると感じる。
- 金融仲介機能の発揮、経営改善支援等の各種施策も意識されている。
- 事業者支援態勢の強化や効果的な運用方法に係る議論ができた点、および当金庫が強みとしている部分を客観的に分析していただけた点について満足している。
- 当金庫が中計に掲げる資金繰り支援の実践が不完全な点を足掛かりに、当金庫の計画策定や実行管理における問題点を深掘りする形で進められ、有益であった。

4.2 財務局検査官の理解度

「財務局検査官の理解度」とは、地域金融機関一般が現在置かれている状況、検査先金融機関のリスク特性や状況の理解、といった観点を指す。

【アンケート結果】

アンケート結果では、全体傾向として金融機関からの評価はポジティブであった。

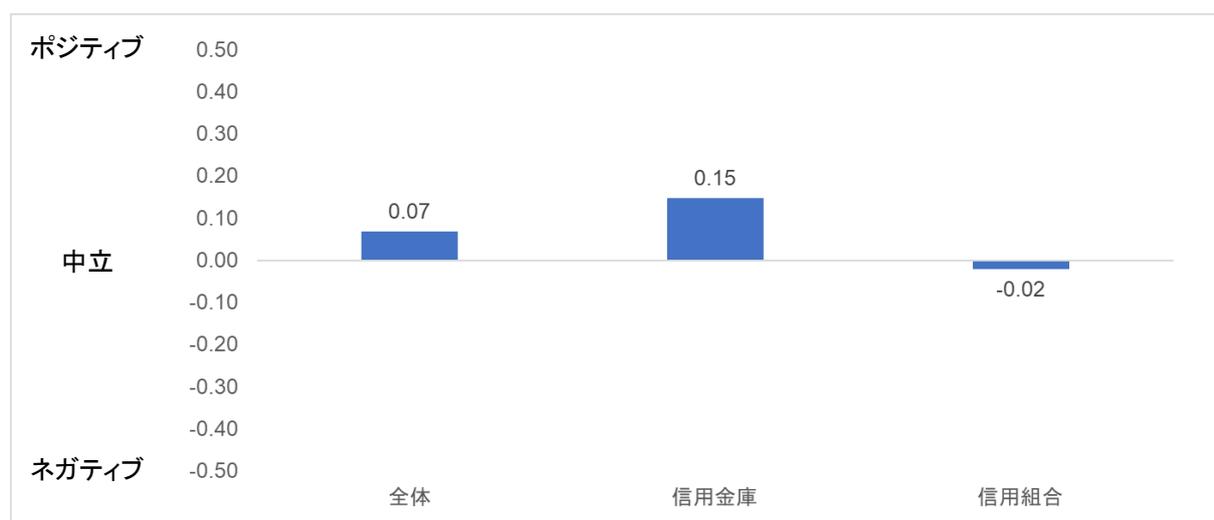
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-------|----------------|--|------|-------|
| 総論 | 財務(支)局検査に対する総論 | 5 財務(支)局の検査班による検証項目の各論点設定は、地域金融機関一般が現在置かれている状況を踏まえており、的確である。 | 選択 | 3.31 |
| | | 6 財務(支)局の検査班は、自金庫のリスク特性や状況、脆弱な部分を適切に把握していると感じる。 | 選択 | 3.36 |
| 立入検査中 | 検証(対話姿勢)、実地調査 | 25 財務(支)局の検査官は、提出したデータ・資料の内容を事前に十分に把握し、ヒアリングや対話に活用していると感じる。 | 選択 | 3.46 |
| | | 37 財務(支)局の検査官は、自金庫の業態や地域特性、事業を十分に理解している。 | 選択 | 3.28 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

アンケート結果の一方で、一部、ネガティブなコメントも把握した。検査において求める態勢整備水準と協同組織金融機関における実情とのギャップ・違和感、といった主旨の評価となっている。特に、信用組合においてこの傾向がみられる。

【グラフ 4.2-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「財務局検査官の理解度」についての金融機関の典型的なヒアリングコメントは次の通り。

- 検査官は事前の資料の読み込みをかなり行っており、検査開始時点で問題点を絞り込んでもっていた。例えば、論点は市場リスクに関する一般論的な視点も多かったが、一般論に照らして「無理にこのレベルまで対応すべき」という指摘はなく、自社のリソースなどを鑑みどこまで対応できるのか・どこまで対応が必要なのか、について時間をかけて議論を行った。

一方、ネガティブな評価コメントとして、金融機関の規模・特性の理解に対する評価を把握した。

- 態勢の成熟度として銀行レベルを求められても、協同組織金融機関とでは規模・業態も異なる。自社の経営判断で優先順位を決めながら施策を決めており、この点を理解していただいたうえで検査における対話をしていただきたい。

また、金融機関の規模・特性に応じた検査に向けての要望として、同業態・同規模の金融機関における好事例の提供が多く寄せられている。

- 同業態・同規模の金融機関の施策・改善事例を伺うことができない点は、改善してほしい。金融庁の「考え方」では理解が難しいため、自社としても取り組むことのできる分かりやすい好事例を紹介してほしい。

4.3 財務局検査官の専門性

「財務局検査官の専門性」とは、専門分野の知識・経験、論点設定の的確性、分かりやすい説明、といった観点を指す。

【アンケート結果】

アンケート結果では、全体傾向として金融機関からの評価はポジティブであった。

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----------|-------------------------|---|------|-------|
| 立入 検査中 | 検証(対話姿勢)、 40 実地調査 | 財務(支)局の検査班には、十分な専門知識のある 担当官が配置されている。 | 選択 | 3.36 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

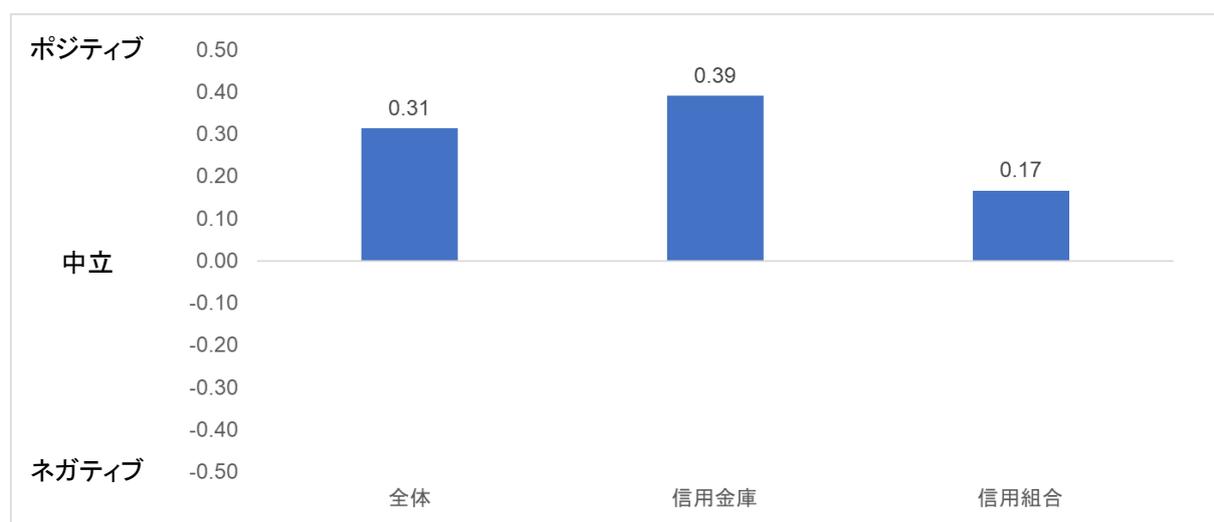
【ヒアリング結果】

ヒアリングにおける、検査官の専門性に対する評価は次の通り。

- アンケート結果同様、ヒアリング結果においては全体傾向として金融機関からの評価はポジティブである。【グラフ 4.3-1】
- 検査領域別では、特に「市場リスク管理、有価証券運用」「法令等遵守態勢(AML/CFT 以外)」に対する評価が高い。

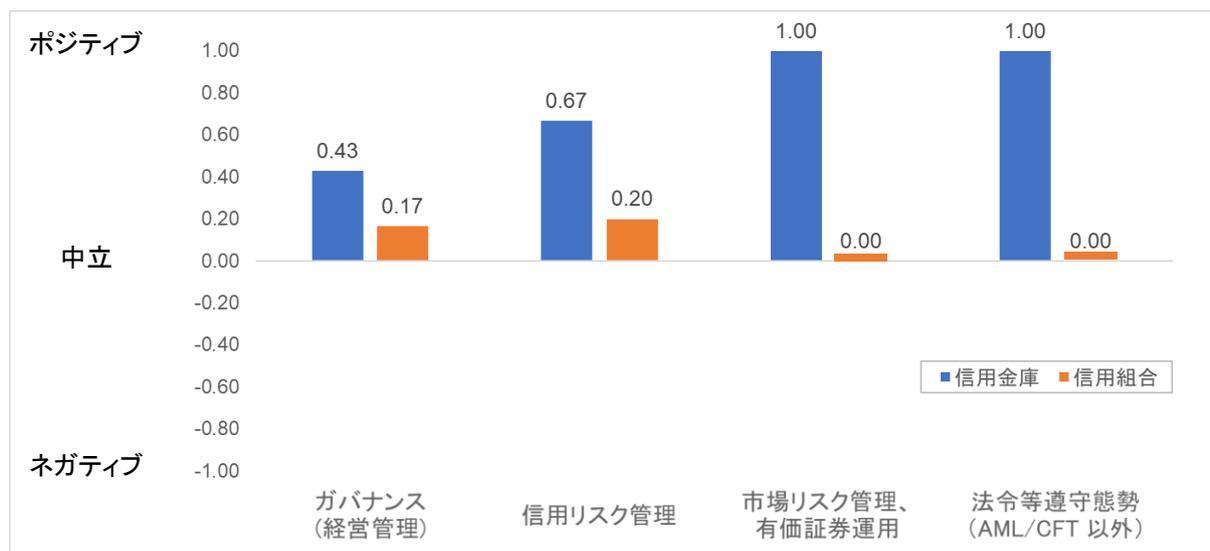
ただし、前項「財務局検査官の理解度」とあわせ、金融機関に対する規模・特性の理解度が低いと、財務局側の専門的知見の高さが「空回り」する恐れがある。ヒアリングにおいては特に信用組合からの評価の低さにその傾向がみられる。【グラフ 4.3-2】

【グラフ 4.3-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

【グラフ 4.3-2】 ※グラフ 4.3-1 とは縦軸のスケールが異なることに留意



ヒアリング定量化スコア… ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「財務局検査官の専門性」について金融機関の典型的なポジティブ評価コメントは以下の通り。

- 検査官の勉強不足などを感じることはなく、検査官の専門性についても問題はない。深く踏み込んで議論できた。
- 前回検査に比べると検査官は若返っているが、ベテラン検査官がサポートしており、はっきり指摘してもらえたのが良かった。

一方、ネガティブな評価コメントは以下の通り。

- 市場リスク管理の検査では、検査官が教科書的な目線・議論に終始し、時間をかけて説明したにも関わらず一部平行線のまま検査を終えた項目もあった。
- 以前の検査と比較し、主任の方は当金庫の状況や検証の観点等について十分理解した状態で検査に来られているが、若手の方は十分理解できていない、との印象がある。

4.4 金融機関の負担への配慮

「金融機関の負担への配慮」とは、検査における金融機関に対する依頼内容の明確性、提出資料の量、柔軟な期限設定、適切なコミュニケーション・ツール、といった観点を指す。

【アンケート結果】

アンケート結果からは、全体傾向として金融機関の満足度は比較的高い水準に達しており、背景として、財務局ヒアリングにおいて、「立入検査の基本的手続」に沿って相当程度まで金融機関の負担への配慮を行っている旨を確認している。

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----------------|---------------------|---|------|-------|
| 立入 検査 開始前 | 予告から立入検査 開始までの期間 | 10 検査日程・立入開始予定日の調整において、財務（支）局の検査班では柔軟な対応ができています。 | 選択 | 3.48 |
| | | 11 日常的なモニタリング等で財務（支）局に提出した資料等が検査において活用されており、検査前に求められる資料等は必要なものに限定されていると感じる。 | 選択 | 3.23 |
| | 重要事項の事前説明等 | 12 データ・資料の徴求目的や依頼の背景は明確であり、資料の種類・量について納得感がある。 | 選択 | 3.22 |
| | | 13 財務（支）局の検査班に提出するデータ・資料は、原則、自金庫の既存資料等を活用したもとなっている。 | 選択 | 3.55 |
| | | 14 財務（支）局の検査班に提出する資料は、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の提出や検査会場における資料等の備え置き等の対応が認められている。 | 選択 | 3.78 |
| | | 15 財務（支）局の検査班へのデータ・資料の事前提出にあたっては、十分な準備期間が考慮されている。 | 選択 | 3.19 |
| | | 16 データ・資料の提出時期の相談にのるなど、財務（支）局の検査班では柔軟な対応ができています。 | 選択 | 3.63 |
| | | 17 検査の目的および実施手続きは、財務（支）局の検査班から事前に明確に示されている。 | 選択 | 3.73 |
| | | 18 財務（支）局による検査では、検証項目が明確化されている。 | 選択 | 3.65 |
| | | 19 財務（支）局による検査における検証項目は、個別具体的な特定事項にウェイトが置かれておらず、バランスがとれている。 | 選択 | 3.23 |
| 立入 検査中 | 資料を求める際の 留意事項 | 20 財務（支）局の検査班は、自金庫の負担軽減や状況に応じて、コミュニケーション・ツール（面談 [対面 / リモート]、電話、メール、使用資料等）を適切に使い分けている。 | 選択 | 3.49 |
| | | 23 財務（支）局の検査班から検査中に随時求められるデータ・資料は、検査内容と整合性があると感じる。 | 選択 | 3.52 |
| | | 24 財務（支）局の検査班から検査中に随時求められるデータ・資料の提出期限は、事務負担等が配慮され、十分な準備期間が考慮されていると感じる。 | 選択 | 3.23 |

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|--------------------------------|--------------------|---|------|-------|
| | 検証(対話姿勢)、 実地調査 | 26 財務(支)局の検査官の検証意図は十分に理解でき、それに応じて自金庫は的確にヒアリング対象者を選定することができる。 | 選択 | 3.49 |
| | | 27 財務(支)局の検査官によるヒアリング・対話の実施頻度、および、対話の時間は適切である。 | 選択 | 3.34 |
| | | 31 財務(支)局の検査官から問題点の指摘や課題の共有が行われる場合、認識の明確化のために原則として書面が利用されている。 | 選択 | 3.55 |
| | その他留意事項 | 57 財務(支)局の検査班との間で、検査中、定期的に検査の進捗状況や自金庫の対応状況、検査実施に関する要望事項について情報・意見交換が行われていると感じる。 | 選択 | 3.37 |
| | | 58 財務(支)局の検査官から、質問がされる場合やデータ・資料の求めがある場合、原則として自金庫の就業時間内に行われており、やむを得ない場合であってもその可否について確認がある。 | 選択 | 3.61 |
| | | 59 検査において、通常業務を多大に妨げることがないよう十分配慮されている。 | 選択 | 3.42 |
| 60 検査では、不当に長い時間拘束されることはないと感じる。 | | 選択 | 3.54 | |
| 立入 検査 終了後 | 検査結果に基づく モニタリング | 61 財務(支)局による検査のフィードバック後での改善状況フォローアップは、適切な進め方、頻度で実施されており、十分な内容となっている。(フォローアップがまだ済んでいない場合は回答なしで結構です。) | 選択 | 3.38 |

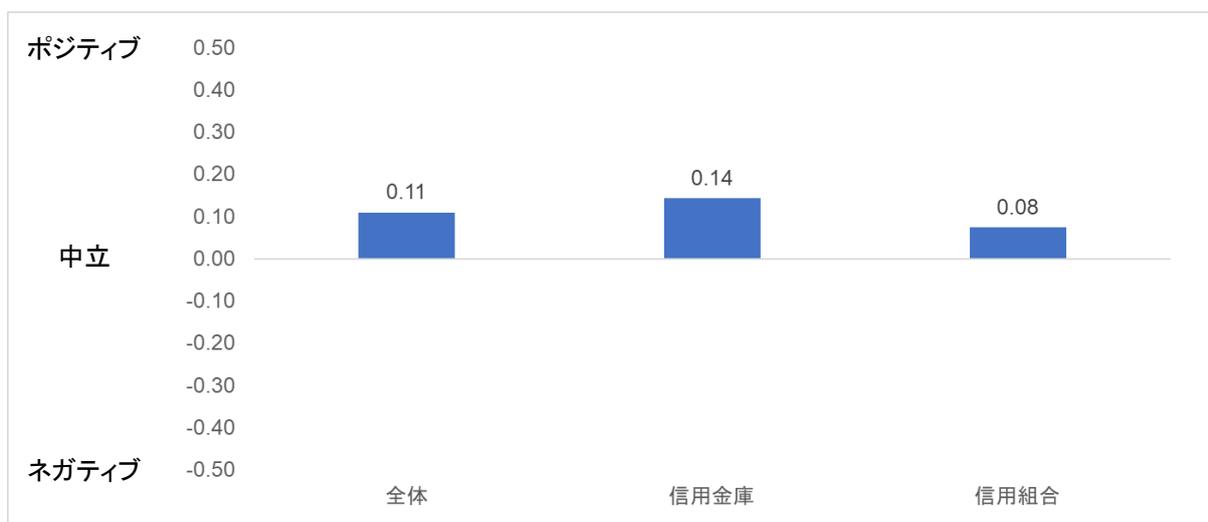
最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

ヒアリングにおける、「金融機関の負担への配慮」に対する評価は次の通り。

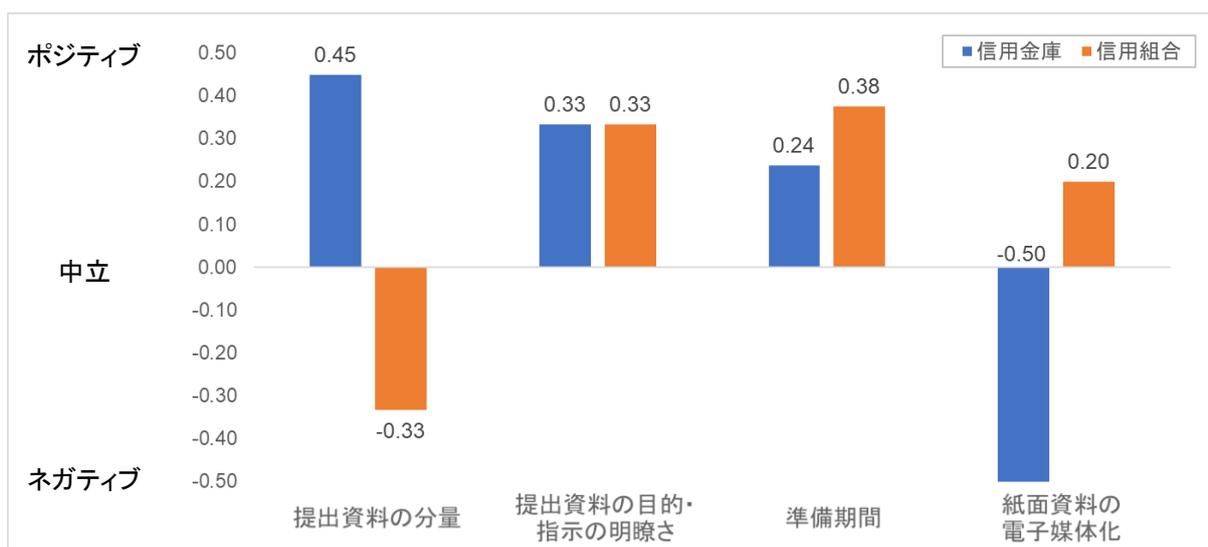
- アンケート結果の一方で、ヒアリング結果の全体傾向としては決して高い満足度を示しているわけではなく【グラフ 4.4-1】、ネガティブなコメントも把握した。
- なお、主要なコメントを大別すると、「提出資料の分量」「提出資料の目的・指示の明確さ」「準備期間」「紙面資料の電子媒体化」に関するものが多く、これを分類して集計した。【グラフ 4.4-2】このうち、「提出資料の分量」については信用組合からのネガティブ評価が多く、検査対応において少ない人員体制で運営していることが背景として挙げられる。
また、「紙面資料の電子媒体化」についての信用金庫からのネガティブ評価として、電子媒体化するための負担が多い旨のコメントを多く把握した。財務局の要請に基づく徴求資料の電子媒体化推進が裏目に出ている。

【グラフ 4.4-1】



ヒアリング定量化スコア… ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

【グラフ 4.4-2】



ヒアリング定量化スコア… ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「金融機関の負担への配慮」についての金融機関の典型的なポジティブ評価コメントは以下の通り。

- 以前よりも提出資料は減っており、また提出期限についても柔軟な対応をしていただけた。
- 資料提出の負担感は多少あったが、基本的には既存資料で対応できたため以前に比べれば負担は減った。今回検査においても検査期間中に追加の資料徴求があったが、前回検査時ほどではなかった。

一方、ネガティブな評価コメントは以下の通り。一部の個別ケースが検査プロセス全体の満足度を損なう可能性があるため、引き続き、金融機関に対する配慮が必要となる。

- 徴求資料は多くあったが、分量による負担よりも、提出期限が短かったことに負担を感じた。
- 立入検査通知から入検までの期間が短く、事前準備は休日出勤を伴うものとなった。
- 資料を電子媒体化して送付しシステム上トラブルになったが、それは財務局側のシステムの容量が少ないことに起因していた。
- 確認表や指摘結果について財務局側との意思疎通が十分でなかったことにより、エグジットミーティングにおいて認識の齟齬が見られた。

4.5 財務局内外の連携体制

「財務局内外の連携体制」とは、他の関係部署（金融監督課等）との統一した見解、資料提出等の重複感、日銀考査との連携、といった観点を指す。

【アンケート結果】

アンケート結果では、全体傾向として金融機関からの評価はポジティブであった。

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-------------------|--------------------|--|------|-------|
| 立入 検査中 | 検証（対話姿勢）、 実地調査 | 35 検査に係る財務（支）局の検査班側の人員体制（役割分担等）は検査を円滑に実施する上で有効に組成されている。 | 選択 | 3.50 |
| | | 36 財務（支）局による検査の運営において、財務（支）局内での他部署（金融監督課等）との連携やコミュニケーションは十分に図られており、意見が統一されている。 | 選択 | 3.37 |
| | | 38 財務（支）局の人事異動等により検査の担当官が変わった場合でも、自金庫の業態や地域特性、事業への理解について引継ぎが十分に行われている。 | 選択 | 3.19 |
| 立入 検査 終了後 | 検査結果に基づく モニタリング | 63 人事異動等により財務（支）局の検査官が変わった場合でも引継ぎが十分に行われており、それまで積み上げた対話の内容が継続されている。 | 選択 | 3.14 |
| 情報 管理 | — | 64 財務（支）局の検査班に対して検査の際に提出した資料や情報に関する管理は適切である。 | 選択 | 3.78 |
| その他 （信金 のみ） | 日銀等との連携 | 65 財務（支）局検査・金融庁検査と、日銀考査との連携強化を通じた、金融機関の負担軽減の取組みにおいて、期待することをご教示ください。 | 記述 | — |

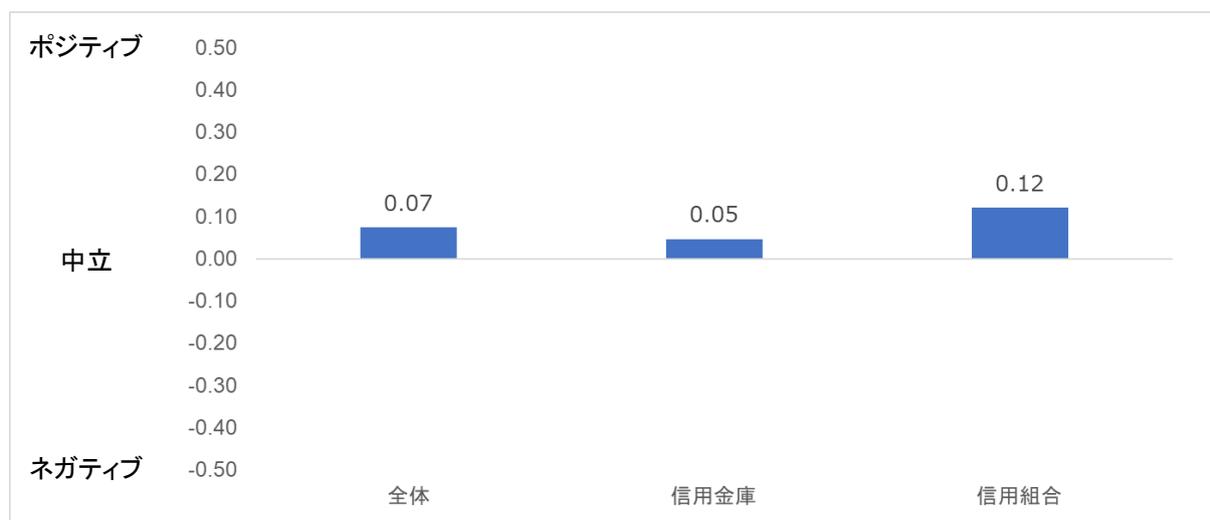
最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

ヒアリングにおける、「財務局内外の連携体制」に対する評価は次の通り。

- アンケート結果の一方で、ヒアリング結果の全体傾向としては決して高い満足度を示しているわけではなく【グラフ 4.5-1】、個別のヒアリングコメントとして、検査・監督の一体化したモニタリング（以降、「オン・オフ一体のモニタリング」）に関しては、各財務局の検査・監督に係る運営体制の幅や個別性を背景として賛否両方の評価が把握された。

【グラフ 4.5-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「財務局内外の連携体制」についての金融機関の典型的なポジティブコメントは次の通り。

- 監督部門と検査班はよく連携されていたと思う。監督部門と検査班に提出する資料が同じものになるのは仕方がないものの、負担にはなっていない。
- 担当検査官は、監督と検査の両方の知見があり、また当金庫とは研修等での接点もある。そのため、監督で得た情報も含めて当金庫の状況を深く理解した上で検査をしていただいた。

一方、ネガティブな評価コメントは以下の通り。

- 監督課へ提出した資料を検査において再度提出するといった重複感はある。監督課に対して提供してきた情報であっても、検査の場で一から説明・提出が求められる。
- オフサイトモニタリング自体が表面的・形式的な確認に終始しており、中身として濃いモニタリングにはなっていない。検査でやるような内容をうまくオフサイトにも取り込んでいただければよいと思うが、現状は表面的な確認(決算見込確認など)になっている。
- (日銀考査との連携について)
財務局検査・日銀考査の結果を踏まえて連携して頂いた上で、部分的に省略可能な範囲を検討して頂きたい。財務局と日銀で事前にすりあわせし、両者に共通する検証事項については情報を共有していただければ金融機関の負担は大きく軽減される。

4.6 検査における対話姿勢

「検査における対話姿勢」とは、財務局検査官の対話/コミュニケーション能力、仮説誘導や過度な経営介入/干渉の有無、といった観点を指す。

【アンケート結果】

アンケート結果では、全体傾向として金融機関からの評価はポジティブであった。

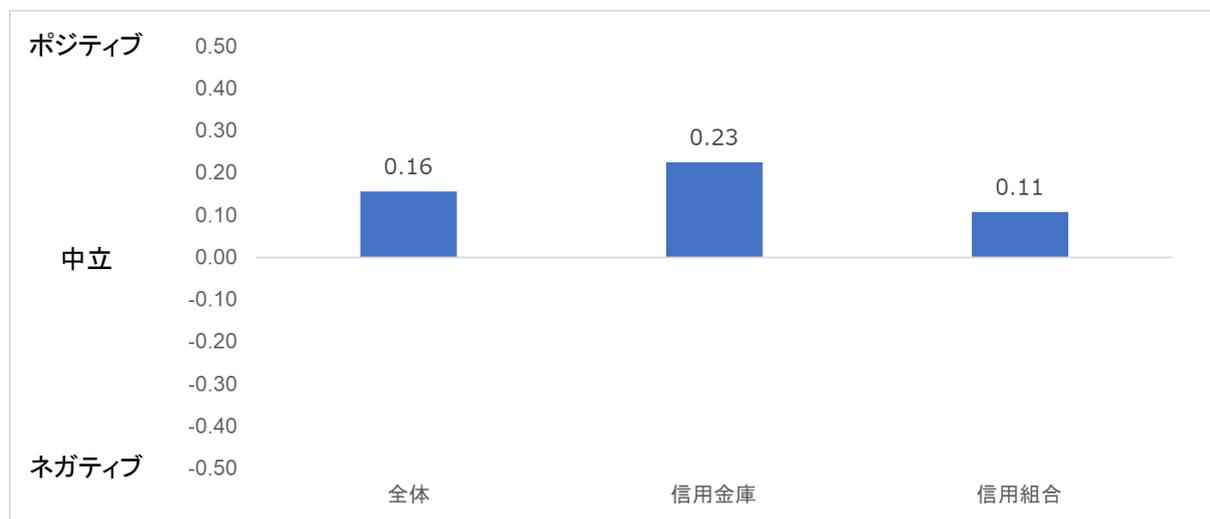
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----------------------------------|-------------------|---|------|-------|
| 立入 検査中 | 検証(対話姿勢)、 実地調査 | 28 財務(支)局の検査官によるヒアリング・対話は、気づきを得る上で有益である。 | 選択 | 3.48 |
| | | 29 財務(支)局の検査官から説明・提示される、根拠データや分析結果は十分である。 | 選択 | 3.30 |
| | | 30 財務(支)局の検査官は特定の仮説に誘導することなく、双方向の対話を実現している。 | 選択 | 3.21 |
| | | 32 財務(支)局の検査官は、ビジネスモデル等経営判断に関連する事項について、社外取締役等を含め、幅広い役職員と対話を行っていると感じる。 | 選択 | 3.08 |
| | | 33 財務(支)局の検査官は金融機関側が受け入れやすいコミュニケーションをとるよう配慮する等、検査の目的に合致した態度・言動を心掛けている。 | 選択 | 3.64 |
| | | 34 対話重視型の検査手法により、金融機関との信頼関係が構築できている。 | 選択 | 3.37 |
| | | 39 財務(支)局の検査官は、十分な対話能力・コミュニケーション能力を有している。 | 選択 | 3.40 |
| | | 51 財務(支)局による検査のフィードバックのタイミングや手段は適時・適切である。 | 選択 | 3.38 |
| | | 52 財務(支)局の検査官によるフィードバックが経営への過度な干渉や強制とならないよう配慮されている。 | 選択 | 3.29 |
| | | 53 財務(支)局の検査官による対話内容および結論が、適切に文書化され反映されている。 | 選択 | 3.37 |
| 立入検査終了 手続 (エグジットミー ティング) | | 54 検査の過程で把握された事実関係について、財務(支)局の検査官から認識の相違がないか十分に確認されている。 | 選択 | 3.48 |
| | | 55 検査の過程で把握された問題点・課題について、財務(支)局の検査官から認識の聴取がなされ、認識の一致及び相違の確認がなされている。 | 選択 | 3.49 |
| | | 56 財務(支)局の検査官から、最終的な見解は原則として検査結果通知等により示され、必要があれば再度検査が行われる場合がある旨の説明がされている。 | 選択 | 3.54 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

ヒアリング結果から、全体傾向として検査における対話姿勢は徹底しており、金融検査マニュアル時代の検査からの脱却はされていると考えられる。

【グラフ 4.6-1】



ヒアリング定量化スコア… ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「検査における対話姿勢」についての金融機関の典型的コメントは次の通り。

- 今後も対話型の検査を継続いただき、一方的な指示型の指摘ではなく、実態を考慮した建設的な議論を行える検査が望ましい。
- 従前の資産査定とは異なり、職員に対し、経営方針が浸透しているか等の観点での対話がなされたとの印象。また、検査官からの一方的な意見ではなく、当金庫からの意見も伝えられたほか、前向きな助言もいただけた。
- 仮説誘導等は全くなく、検査官からは、検査中に問題点を炙り出し、より良くしていこうという姿勢が明らかであった。

4.7 リモートによる検査手法

「リモートによる検査手法」とは、リモート検査の有効性、財務局によるリモート検査の事前準備や配慮、といった観点を指す。

【アンケート結果】

アンケートでは、リモート検査の推進について金融機関の大部分がネガティブ(No.49)であった。

一方で、リモート検査の満足度(No.43)、有効活用(No.45)では決して否定的でないことから、リモート検査の何らかのメリットを認識しているとも考えられ、ヒアリングにおいて詳細確認を行うこととした。

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----------|----------|---|------|-------|
| 立入 検査中 | リモート検査手法 | 43 財務(支)局による検査において、リモートによる検査手法に一般的に満足している。 | 選択 | 3.22 |
| | | 44 リモートによる検査に満足している理由、あるいは満足していない理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 45 財務(支)局による検査において、リモートによる検査が有効に活用されていると感じる。 | 選択 | 3.24 |
| | | 46 リモートによる検査においてその効果を感じている、あるいは有効に活用できていないと感じる理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 47 検査がリモート手法で行われる際、財務(支)局の検査班による事前準備・配慮は十分だった。 | 選択 | 3.43 |
| | | 48 財務(支)局の検査班による事前準備・配慮があった部分、あるいはそれらが十分でなかったことについて記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 49 リモートによる検査を推進してほしい。 | 選択 | 2.86 |
| | | 50 リモートによる検査の推進を望まれる理由、あるいは推進を望まない理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

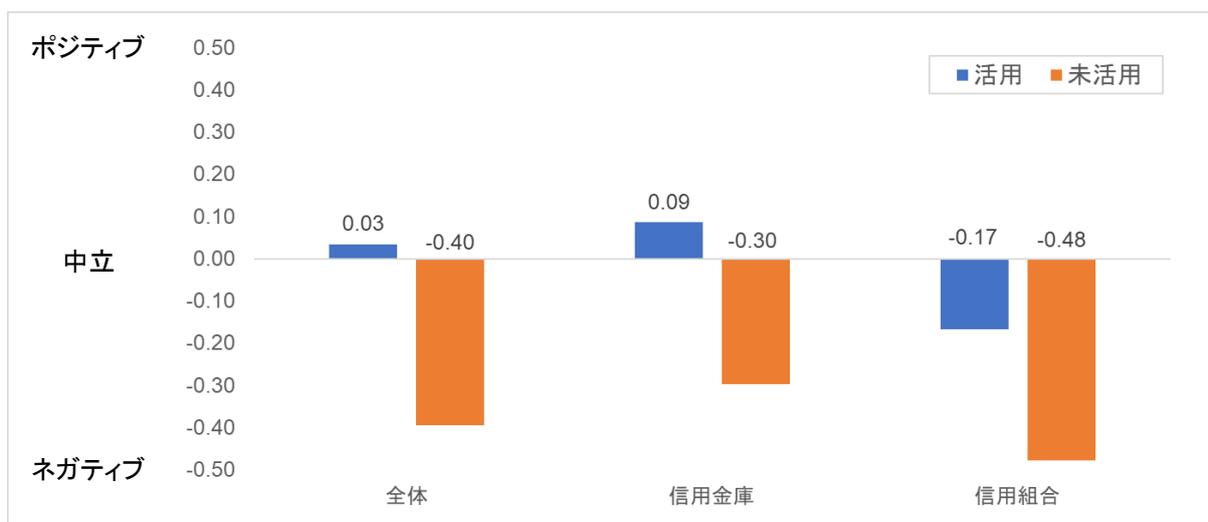
【ヒアリング結果】

ヒアリングにて、金融機関のリモート検査の活用・経験有無を踏まえて聞き取り確認を行ったところ、ネガティブなコメントだけでなくポジティブなコメントも多く得られた。これらのヒアリング定量化データについて、リモート検査の活用・経験有無を、業態ごと・規模順位にグラフ集計した結果は次の通り。

- リモート検査の活用・経験がある場合、よりポジティブなコメントを行う傾向がある。また、信用金庫に比べ信用組合はネガティブなコメントを行う傾向にある。【グラフ 4.7-1】
- 両業態の違い≒金融機関の規模がリモート検査に対する評価を左右する可能性を検討すべく、ヒアリング対象金融機関の規模(総資産)⁸との比較を行ったところ、必ずしも金融機関規模との関連はなく、リモート検査の活用・経験有無が影響している傾向がみられた。【グラフ 4.7-2】

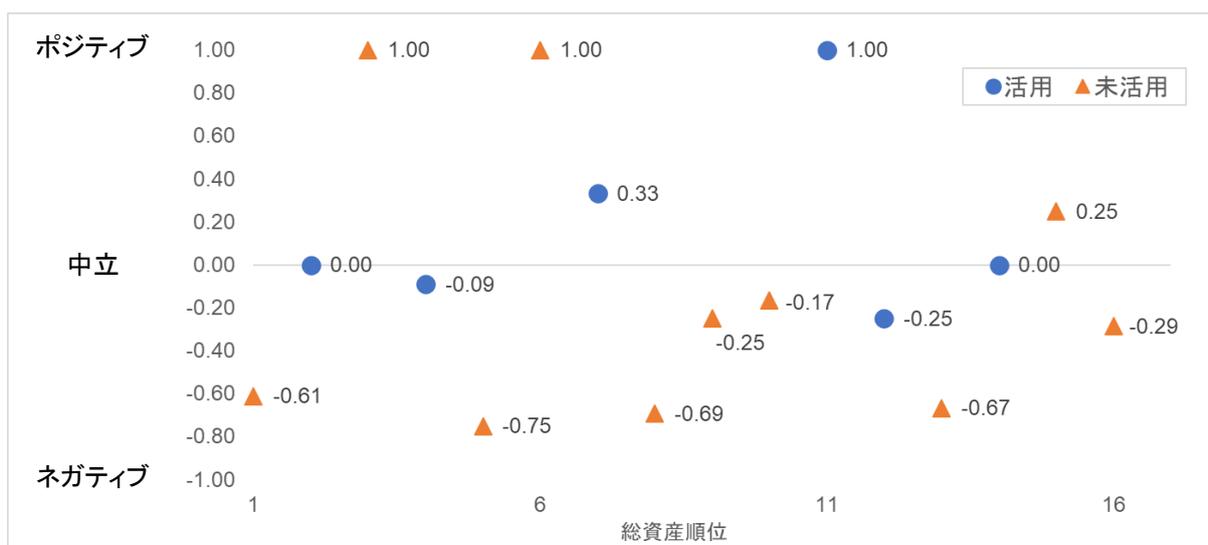
⁸ 調査対象金融機関の匿名性を確保するため、総資産額ではなく順位を用いている。

【グラフ 4.7-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

【グラフ 4.7-2】 ※グラフ 4.7-1 とは縦軸のスケールが異なることに留意



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

リモート検査についての金融機関のアンケート記述回答(No.44,46,48,50)、および典型的なヒアリングコメントは次の通り。

リモート検査を経験した金融機関はそのメリットを評価しており、ポジティブな評価コメントからは、対面とリモートの使い分けを前提としてリモートの許容・推進要望を表明するものが多い。

(リモート検査を経験した金融機関)

- 効率化の意味でリモートが望ましいが、深い対話を行うには対面に分がある。リモートと対面のハイブリッドを希望する。
- 協議に時間を要さない検査項目、検査領域・カテゴリについてはリモートで対応願いたい。

- リモートは時間的効率が良い。資料内容がリモート画面では確認しにくいことがあるが、概ね有効に活用出来ている。
- 対面に比べ、決められたタイムスケジュールで進行するため、業務との調整がしやすい。

一方、ネガティブな評価コメントからは、リモート会議ツールの技術的な限界を課題として認識している。

(リモート検査を経験した金融機関)

- 発言のニュアンスが掴みづらく、意思疎通が困難なときがある。指示に対する回答書類提出等、レスポンスに劣る。
- システム環境により、対話が円滑に進みにくい場合や、音声聞き取りにくい場合がある。

なお、本件調査のヒアリング実施運営を通じて、多くの各金融機関ではリモート会議に不慣れであることが見られた。背景として、リモート会議参加は発言が求められない一方的な伝達がされる会議形式に限定されているケース、あるいは、日常業務にリモートワークが認められていないなど、相互の意思疎通が求められるような形態のリモート会議に触れる経験がない・あるいは経験が少なく、効果的にリモート会議を運営する方法を意識していないことが把握された。

したがって、現在でもリモート検査実施に係る財務局側の準備・配慮に対する評価は低くない(No.47)ものの、今後、金融機関との間で、対面で検証する事項とリモートで検証する事項の使い分け、リモート時の会議の進め方⁹といった事項について、事前に調整することが円滑なリモート検査における意思疎通において重要となる。

⁹ 「Appendix.3 検査・監督におけるリモート会議形式の活用に向けて」もあわせて参照。

4.8 検査の有益性

「検査の有益性」とは、これまでの各項の総論として、金融機関に対する重要課題への「気づき」の提供、検査マニュアルによらない検査手法、といった観点を指す。

【アンケート結果】

アンケート結果では、全体傾向として金融機関からの評価はポジティブであった。

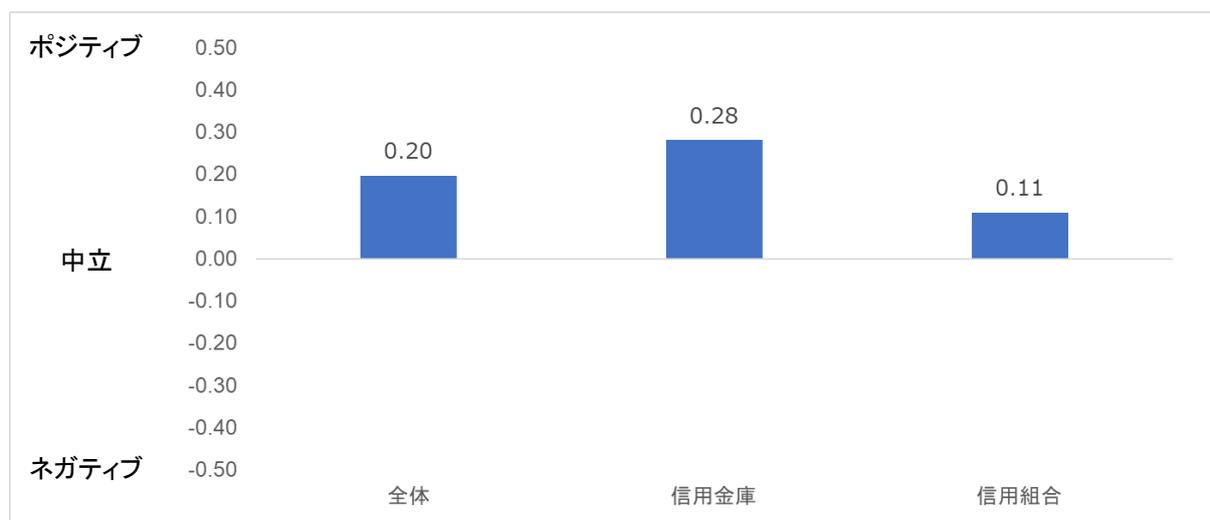
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|---------|----------------|--|------|-------|
| 総論 | 財務(支)局検査に対する総論 | 2 財務(支)局による現状の検査に対し全体的に満足している。 | 選択 | 3.31 |
| | | 3 財務(支)局による現状の検査に満足している点、あるいは満足していない点について具体的にご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 4 今後どういった検査が行われると自金庫にとって有益ですか、期待することをご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 7 財務(支)局による検査は、自金庫の客観的状況、経営や業務運営上の課題の特定、改善施策の検討・策定において有益である。 | 選択 | 3.42 |
| 立入検査中 | 外部監査人との意見交換 | 21 外部監査人へのヒアリング(もし該当あれば)は有益である。 | 選択 | 3.33 |
| | | 22 員外理事・監事へのヒアリング(もし該当あれば)は有益である。 | 選択 | 3.27 |
| | 検証(対話姿勢)、実地調査 | 41 現在の検査手法は、以前の金融検査マニュアルに基づく検査を脱却しつつあると感じる。 | 選択 | 3.39 |
| | | 42 検証項目によっては、シンプル・原則・「考え方」だけではなく、より具体的な基準が設けられている方が望ましい。 | 選択 | 3.18 |
| 立入検査終了後 | 検査結果に基づくモニタリング | 62 財務(支)局による検査は、長期的な観点から深度ある分析、対話が行われていると感じる。 | 選択 | 3.31 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

全体傾向として、「対話」が徹底され重視されている背景のもとで金融機関の意見を取り入れた検査結果となったこと、自金庫・組合に足りない部分を明確に把握する機会となり有益であったこと、といったコメントが把握された。

【グラフ 4.8-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「検査の有益性」についての金融機関のアンケート記述回答(No.3,4)、および典型的なヒアリングコメントは次の通り。

- 外部から検査を受けることにより新たな気づきに繋がるため、対応可能なところから対応を進めており、指摘は前向きにとらえている。
- 検査結果通知において指摘された不十分な点や改善すべき点は、真摯に受け止め改善につなげており、検査内容は納得いくものとなっている。
- 対話を重視し、自社の意見を取り入れてくれた印象がある。また、最終指摘の表現についても意見を出せば反映してくれた。総じて対話を通じて種々対応してくれた印象。自社に足りない部分を明確に把握する機会となり、有益であった。

また、検査に対する要望として、他金融機関の好事例の提示について数多く寄せられた。

- 他金融機関における先進的な取組事例等の紹介、同規模の他金融機関と比べて見劣りしている当金庫の問題点や経営課題に関する指摘・指導・提言をいただければ有益である。
- 当局から見て、当社のウィークポイントに対する、他社等の成功事例や改善施策等の具体的な事例についてご教示頂きたい。
- 市場リスク管理の手法について年々高度化しており、その時点での最良の手法をご教授いただきたい。

5 財務(支)局に対するアンケートおよびヒアリング結果

5.1 各種施策と検査の一貫性

「各種施策と検査の一貫性」とは、事業者支援施策と財務(支)局検査との間での考え方や、検証の目線の一貫性、といった観点を指す。

【アンケート結果】

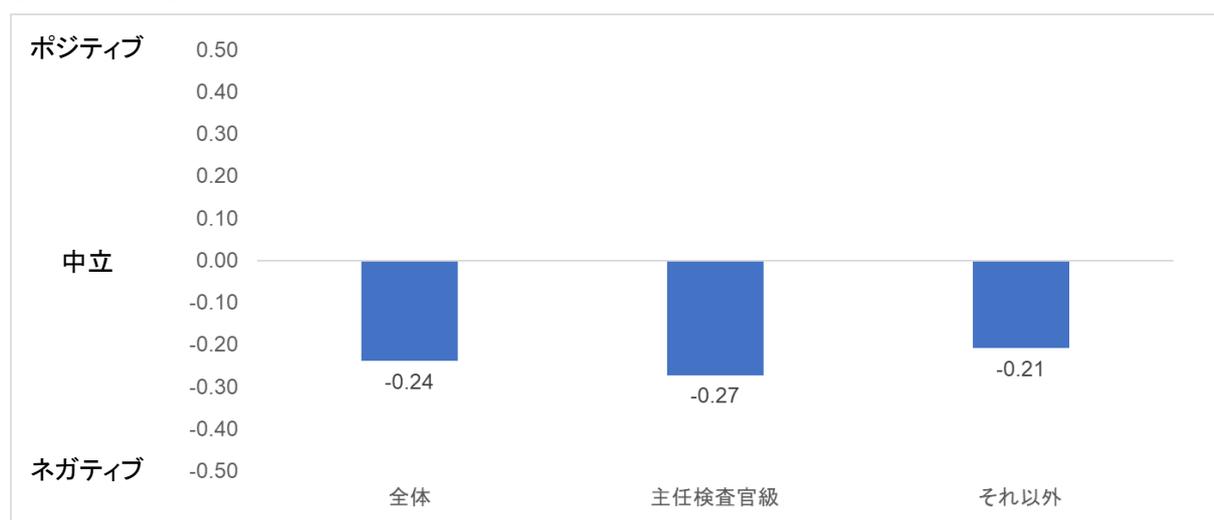
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----|--------------------------|--|------|-------|
| 総論 | 事業者支援等の施策と検査との間での一貫性・整合性 | 11 各種の事業者支援施策と、財務(支)局検査における考え方や検証の目線は一貫性があり、整合している。 | 選択 | 2.67 |
| | | 12 各種施策と検査が整合していること、あるいは整合していないと感じることについて、お考えを記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

金融機関側からは「各金融機関の状況に応じ、事業性評価といった事業者支援施策に係る検査・対話と、健全性・信用リスク管理に係る検査項目とのバランスが取れている」評価であり、違和感の表明は少ない(前述 4.1)といった一方で、財務局側ではネガティブなコメント傾向があり、強い問題意識を有している。

【グラフ 5.1-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「各種施策と検査の一貫性」についての財務局アンケート記述回答(No.12)、および典型的なヒアリングコメントは次の通り。

- 事業者支援施策をどう検査において対話に繋げていくべきか知見が必ずしも十分ではないため、対話が難しい。
- 柔軟な金融支援を求める一方で、適切な審査など信用リスク管理の適切性について検証する際に、バランスに悩む。

5.2 金融機関のリスク把握

「金融機関のリスク把握」とは、金融機関のリスク特性や状況把握、その方法論に関する問題認識、といった観点を指す。

【アンケート結果】

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-------|----------------|--|------|-------|
| 総論 | 財務(支)局検査に対する総論 | 8 検査担当官である自分からみて、財務(支)局の検査班による検証項目の各論点設定は、信用金庫・信用組合一般が現在置かれている状況を踏まえており、的確である。 | 選択 | 3.02 |
| | | 9 検査担当官である自分からみて、財務(支)局の検査班は、管下の各信用金庫、各信用組合のリスク特性や状況、脆弱な部分を適切に把握している。 | 選択 | 3.07 |
| 立入検査中 | 検証(対話姿勢)、実地調査 | 28 検査対象先から提出されたデータ・資料の内容を事前に十分に把握し、ヒアリングや対話に活用している。 | 選択 | 3.51 |
| | | 40 検査担当官である自分は、対象先の業態や地域特性、事業を十分に理解した上で検査に臨んでいる。 | 選択 | 3.38 |

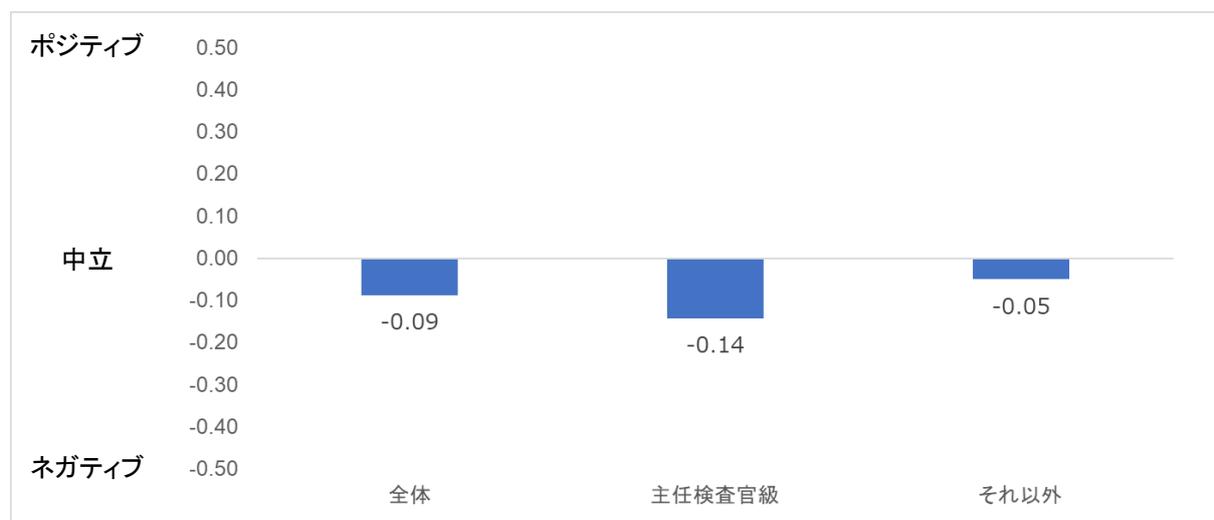
最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

アンケート結果に反し、財務局側ではネガティブなコメント傾向があり、強い問題意識を有している。

特に、「オン・オフ一体のモニタリング」に係る問題意識や、協同組織金融機関に対する要求水準設定の難しさが背景として挙げられている。

【グラフ 5.2-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「金融機関のリスク把握」についての典型的なヒアリングコメント、問題意識は次の通り。

- 当局では、監督側のオフサイトの分析が不十分なまま検査に入ってしまった。検査直前になってはじめて対象金融機関が伝えられるため、分析が不十分なまま検査が始まってしまう。また、しっかりと目を通す時間もない。
- 金融庁が提示・連携する情報は銀行が前提となっており、協同組織金融機関は規模・特性が異なるため、金融庁の方針をどうなじませていくかの工夫が必要。

一方で、オン・オフ一体のモニタリングに係る取り組みを進展している局もある。

- 当局は、検査・監督一体の取り組みを進めており、検査部門において監督業務を行う担当者がいる。そのため、検査部門が監督を行っている金融機関は検査部門にてオン・オフの情報を把握できる。また、監督部門が監督を行っている金融機関については情報が共有される。検査部門による監督の実施により、検査部門側の負担は生じているが、オン・オフ一体は進んでいると感じる。

5.3 検査官の専門性

「検査官の専門性」とは、専門分野の知識・経験、論点設定の的確性、明快な説明、等の検査技術向上における問題意識、といった観点を指す。

【アンケート結果】

専門性に関し、特に専門性を有した担当官の配置・体制について、問題意識を有している(No.43)。

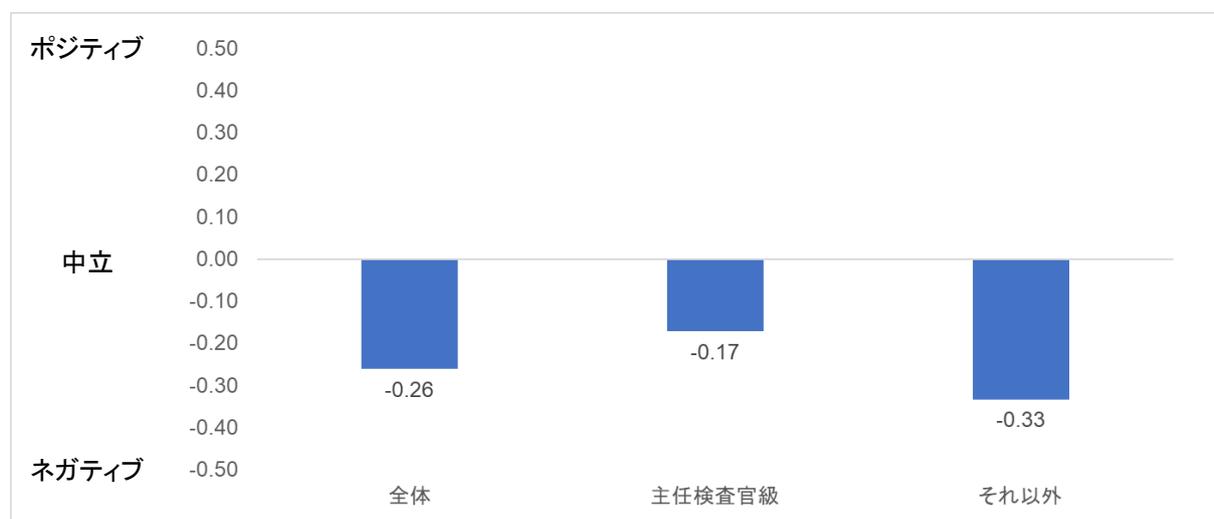
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-------|-------------------|---|------|-------|
| 総論 | 金融庁との認識共有、連携 | 2 金融庁からリリースされる方針やガイドライン、特定課題のモニタリング結果、「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」等の公表文書の内容は十分かつ分かりやすく、金融庁の問題意識を理解できる。 | 選択 | 3.29 |
| | | 3 検査手法や専門知識について、金融庁から十分な説明や研修の機会を与えられている。 | 選択 | 3.02 |
| | | 4 金融庁との認識共有・連携に関して有益であるとお考えになる事項、あるいは今後どのようなことがあれば有益ですか。具体的内容をご教示ください。 | 記述 | — |
| 立入検査中 | 検証(対話姿勢)、 実地調査 | 43 検査体制において、十分な専門知識のある担当官が配置されている。 | 選択 | 2.35 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

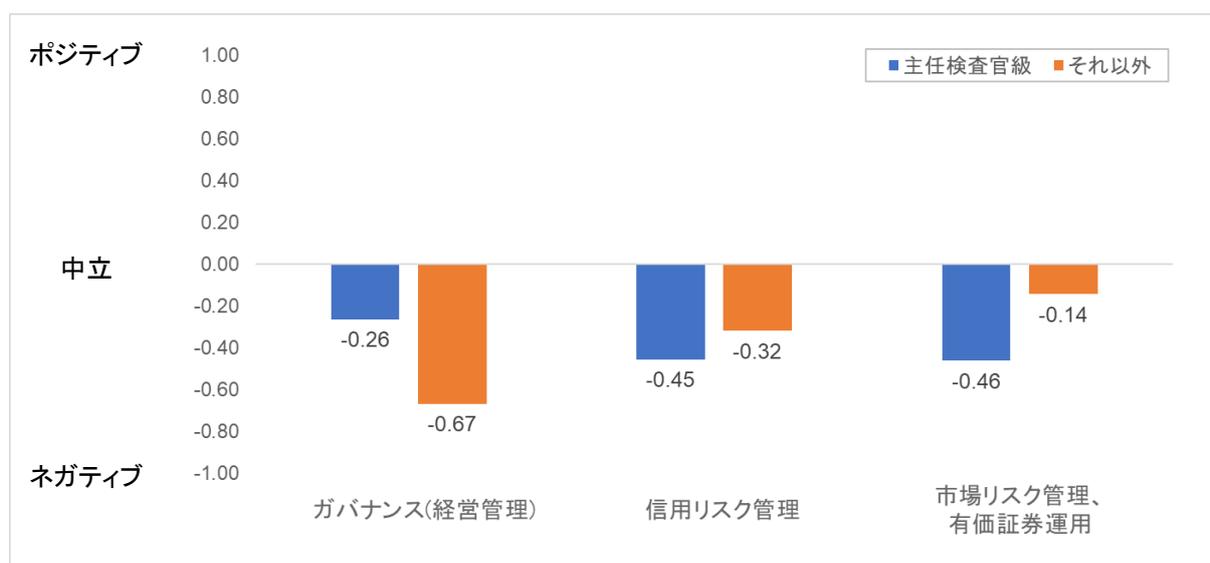
ヒアリングにおいて、財務局側の専門性に関して金融機関側からの違和感を表明する評価は全体傾向として少ない(前述 4.3)が、アンケート結果以上に、ヒアリング結果はネガティブな自己評価となっている【グラフ 5.3-1】。検査領域別では、検査現場経験の必要性を背景として「ガバナンス(経営管理)」に問題意識を強く有している。【グラフ 5.3-2】。

【グラフ 5.3-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

【グラフ 5.3-2】¹⁰ ※グラフ 5.3-1 とは縦軸のスケールが異なることに留意



ヒアリング定量化スコア… ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「検査官の専門性」についてのアンケート記述回答(No.4)、典型的ヒアリングコメントは次の通り。

- 検査のスキルをどう高めていくか、知識をどう蓄えていくかについて課題に感じている。特に若手は短期間で異動するため、育成が課題。当局では中間層(係長クラス)が少ないため、今後の検査態勢について懸念しているが、局全体の人事に関わる問題でもありなかなか難しい。
- 地銀コアプリンシプルの協同組織金融機関版があるといいのではという考えもあるが、それが実際にこしたことがないものの、作成するのは難しいのではないかと。協同組織金融機関は規模や態勢成熟度に相当の幅があり、検査ではその場その場での判断にならざるを得ない。

専門性・検査技術の向上に関し、金融庁による「内製動画」は高く評価されている。その他にも各局から金融庁に対して支援要望が挙げられている。

- コロナ以降、金融庁による内製動画が共有されており、これは知識のインプットとして有用との認識。集合研修とは異なり都合の良いタイミングでの受講が可能のほか、繰り返し視聴することができる点も利点である。
- 信用リスクや市場リスクについて金融機関と対話するのは容易なことではなく、当局は小規模で専門チームが設置できないので、参考となる情報があれば有用である。最近では金融庁から市場リスクについての情報還元、特に最新トレンドとしての課題所在に関する目線があると検査がやりやすくなる。

5.4 金融機関への依頼事項

¹⁰ 「法令等遵守態勢(AML/CFT 以外)」、「金融仲介機能の発揮」、「システムリスク(IT ガバナンス、サイバー)」については、データ数些少のため、および匿名性確保の観点から集計から除外した。

「金融機関への依頼事項」とは、依頼内容・提出資料、期限設定、コミュニケーション・ツール等の手続効率化に関する問題意識、といった観点を指す。

【アンケート結果】

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 | | |
|--|---------------------|--|------|--|----|------|
| 立入 検査 開始前 | 予告から立入検査 開始までの期間 | 13 検査日程・立入開始予定日の調整において、対象先の事情を勘案するなど柔軟な対応ができています。 | 選択 | 3.33 | | |
| | | 14 日常的なモニタリング等で財務(支)局に提出された資料等を検査において活用しており、検査前に検査対象先に対し求める資料等は必要なものに限定している。 | 選択 | 3.20 | | |
| | | 15 検査担当官である自分からみて、検査対象先へのデータ・資料の徴求目的や依頼の背景は明確であり、徴求する資料の種類・量は妥当である。 | 選択 | 3.19 | | |
| | | 16 検査対象先に求めるデータ・資料は、原則、各信用金庫・信用組合の既存資料等を活用している。 | 選択 | 3.91 | | |
| | | 17 検査先に求める資料について、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の提出や検査会場における資料等の備え置き等の対応を認めている。 | 選択 | 3.98 | | |
| | | 18 検査対象先からのデータ・資料の事前提出にあたっては、十分な準備期間を考慮している。 | 選択 | 3.26 | | |
| | | 19 データ・資料の提出時期の相談にのるなど、検査対象先の都合を考慮して柔軟に対応している。 | 選択 | 3.77 | | |
| | | 重要事項の事前説明等 | | 20 検査担当官である自分からみて、検査の目的および実施手続きは、検査対象先に対して、事前に明確に示されている。 | 選択 | 3.81 |
| | | | | 21 検査対象先に対しては、検証項目を明確化している。 | 選択 | 3.77 |
| 22 検査担当官である自分からみて、検査における検証項目は、個別具体的な特定事項にウェイトが置かれておらず、バランスがとれている。 | 選択 | | | 3.23 | | |
| 23 検査対象先の負担軽減や状況に応じて、コミュニケーション・ツール(面談 [対面/リモート]、電話、メール、使用資料等)を適切に使い分けしている。 | 選択 | | | 3.56 | | |
| 立入 検査中 | 資料を求める際の 留意事項 | 26 検査中に検査対象先に随時求めるデータ・資料は、検査内容と整合性があるものに限定している。 | 選択 | 3.74 | | |
| | | 27 検査中に検査対象先に随時求めるデータ・資料の提出期限は、事務負担等に配慮し、十分な準備期間を考慮している。 | 選択 | 3.40 | | |
| | 検証(対話姿勢)、 実地調査 | 29 検証項目の意図は十分に伝達できており、それに 応じて検査対象先担当者は的確にヒアリング対象 者を選定することができる。 | 選択 | 3.42 | | |

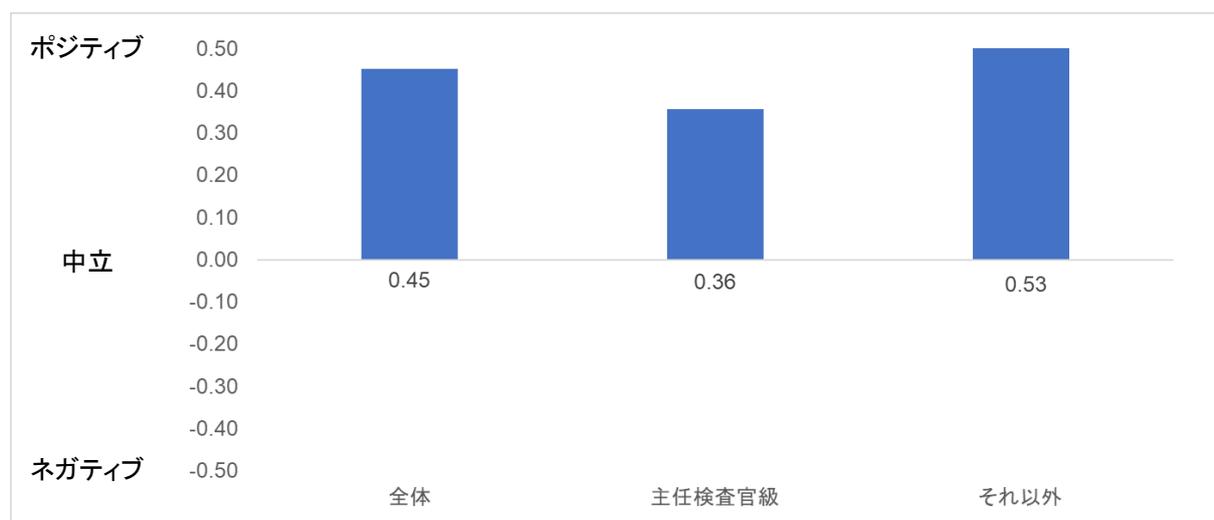
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----------------|--------------------|--|------|-------|
| | | 30 検査担当官である自分からみて、財務(支)局によるヒアリング・対話の実施頻度、および、対話の時間は適切である。 | 選択 | 3.07 |
| | | 34 検査対象先に問題点の指摘や課題の共有を行う場合、認識の明確化のために原則として書面を利用している。 | 選択 | 3.55 |
| | その他留意事項 | 60 検査対象先に対し、検査中、定期的に検査の進捗状況や検査対象先の対応状況、検査実施に関する要望事項について情報・意見交換を行っている。 | 選択 | 3.53 |
| | | 61 検査対象先に対し、質問を行う場合やデータ・資料を求める場合は、原則として検査対象先の就業時間内に行っており、やむを得ない場合であっても検査対象先の了解を得ている。 | 選択 | 3.93 |
| | | 62 検査において、検査対象先の通常業務を多大に妨げることがないように十分配慮している。 | 選択 | 3.53 |
| | | 63 検査では、検査対象先担当者を不当に長い時間拘束することがないようにしている。 | 選択 | 3.70 |
| 立入 検査 終了後 | 検査結果に基づく モニタリング | 64 検査対象先のフィードバック後の改善状況フォローアップは、適切な進め方、頻度で実施されており、十分な内容となっている。(フォローアップがまだ済んでいない場合は回答なしで結構です。) | 選択 | 3.00 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

財務局が金融機関に対して相当程度の配慮をしていることから、前述 4.4 の通り、金融機関側からの評価も全体傾向として良好であり、財務局の自己評価もポジティブな傾向にある。

【グラフ 5.4-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「金融機関への依頼事項」についての典型的なヒアリングコメント、問題意識は次の通り。

- 金融機関に負担感が無い様、また、資料提出期限も無理の無い様に以前より意識している。必要な資料は提出されているため、現状のままで良いと感じているが、金融機関側がどう感じているか、継続的な確認は必要。
- 従来は広範な項目を検査していたため、重複資料も多かったが、現在は必要な資料を絞った上で徴求しているため、金融機関からは以前に比べて資料提出が減ったと聞いている。そのため、金融機関にはそれほど負担はかけていないと思う。

5.5 局内の連携体制

「局内の連携体制」とは、他の関係部署(金融監督課等)との統一した見解、資料提出等依頼事項における重複感、といった観点を指す。

【アンケート結果】

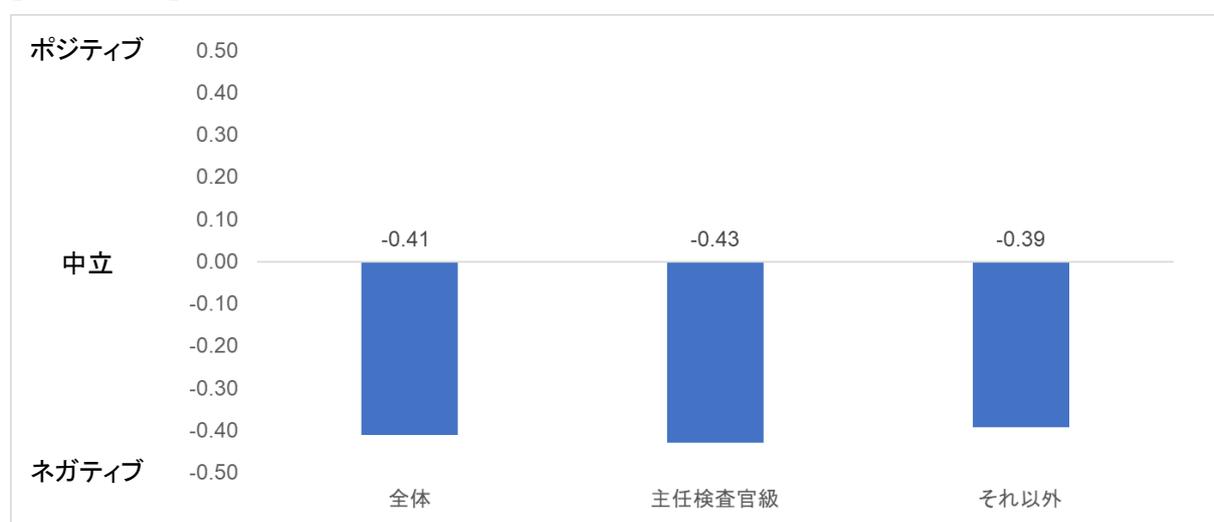
人員体制、担当者異動、対話内容の継続性、オン・オフ体のモニタリング(再掲)といった事項について問題意識を有している。

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----------------|--------------------|--|------|-------|
| 立入 検査中 | 検証(対話姿勢)、 実地調査 | 38 検査に係る財務(支)局側の人員体制(役割分担等)は検査を円滑に実施する上で有効に組成されている。 | 選択 | 2.56 |
| | | 39 検査の運営において、財務(支)局内での他部署(金融監督課等)との連携やコミュニケーションは十分に図られており、意見が統一されている。 | 選択 | 2.72 |
| | | 41 人事異動等により検査の担当官が変わった場合でも、対象先の業態や地域特性、事業への理解について引継ぎが十分に行われている。 | 選択 | 2.47 |
| 立入 検査 終了後 | 検査結果に基づく モニタリング | 66 人事異動等により財務(支)局検査官が変わった場合でも引継ぎが十分に行われており、それまで積み上げた対話やフォローアップの内容が継続されている。 | 選択 | 2.63 |
| 情報 管理 | — | 67 検査の際に検査対象先に提出を求めた資料や情報に関する管理は適切である。 | 選択 | 3.76 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

【グラフ 5.5-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

ヒアリング結果は、アンケート結果同様にネガティブな自己評価となっている。

特に、オン・オフ体のモニタリング態勢が十分でない点、監督側から検査班に共有される情報・データの分析の深さが十分でない点と検査班では認識している点、といった問題意識を有する。

「局内の連携体制」についての典型的なヒアリングコメント、問題意識は次の通り。

- 政策上はオン・オフ体での実施とうたっているが、実態としては、監督側からの情報は表面上の情報に限られている。
- 監督と検査はあまり連携できていないと感じる。例えば、検査時に金融機関へ資料徴求した際、「監督側に資料を提出済み」と回答いただくことがあり、資料連携の面でも監督と検査の間で課題がある。監督側が、また監督側で分析を十分にせず、検査側に丸投げしている感覚がある。
- 異動後の研修は充実している。ただ、広く浅い研修のため、研修受講により 100%の力を出せるわけではなく、検査を経験することで力がつくが、異動があるとまた1からのスタートとなる。

その他、検査結果の局内共有に関して、次の通りの問題意識が把握された。

- 資料の保管期限が短い、というのは課題として認識している。特に近年、検査周期が長くなる傾向にあるため、過去資料参照の観点で資料の保管期限は改善が必要と認識している。
- 前回/前々回検査の情報(改善報告書など)は、検査実施日から時間が空いており、また記録の保存期限なども相俟って、特に前々回検査の結果を参照したいときに資料が残されていない、等の課題があるため、記録の残し方などは改善が必要。

5.6 検査における対話姿勢

「検査における対話姿勢」とは、検査官の対話/コミュニケーション能力、等に関する問題意識、といった観点を指す。

【アンケート結果】

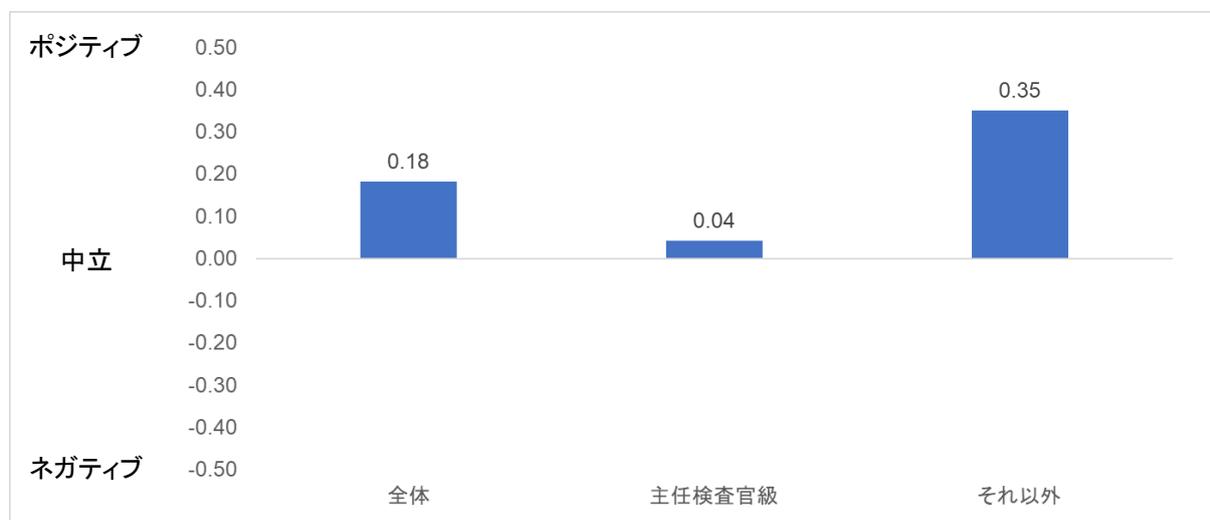
検査における対話姿勢は徹底しており、また金融機関側から特段の懸念は見られていない(前述 4.6) こともあり、財務局側にもその自負があると考えられる結果となっている。

| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----------------------------------|-------------------|--|------|-------|
| 立入 検査中 | 検証(対話姿勢)、 実地調査 | 31 検査対象先へのヒアリング・対話は、気づきを得る上で有益である。 | 選択 | 3.65 |
| | | 32 検査対象先への検査の際に、検査対象先に対し、根拠データや分析結果の説明を十分にしている。 | 選択 | 3.21 |
| | | 33 検査対象先に対して、特定の仮説に誘導することなく、双方向の対話を実現している。 | 選択 | 3.21 |
| | | 35 検査対象先のビジネスモデル等経営判断に関連する事項について、社外取締役等を含め、幅広い役職員と対話を行っている。 | 選択 | 3.11 |
| | | 36 検査対象先が受け入れやすいコミュニケーションをとるよう配慮する等、検査の目的に合致した態度・言動を心掛けている。 | 選択 | 3.79 |
| | | 37 対話重視型の検査手法により、金融機関との信頼関係が構築できている。 | 選択 | 3.19 |
| | | 42 検査担当官である自分は、検査における十分な対話能力・コミュニケーション能力を有していると認識している。 | 選択 | 2.93 |
| | | 54 検査対象先への検査のフィードバックのタイミングや手段は適時・適切である。 | 選択 | 3.35 |
| | | 55 検査担当官である自分からみて、フィードバックが経営への過度な干渉や強制とならないよう配慮していると感じる。 | 選択 | 3.47 |
| | | 56 自身の行った対話内容および結論が、適切に文書化され反映されている。 | 選択 | 3.21 |
| 立入検査終了 手続 (エグジットミー ティング) | | 57 検査の過程で把握された事実関係について、検査対象先に対し認識の相違がないか十分に確認している。 | 選択 | 3.72 |
| | | 58 検査の過程で把握された問題点・課題について、検査対象先に対し認識の聴取を行い、認識の一致及び相違の確認をしている。 | 選択 | 3.81 |
| | | 59 主任検査官は検査対象先に対し、最終的な見解は原則として検査結果通知等により示され、必要があれば再度検査が行われる場合がある旨の説明をしている。 | 選択 | 3.74 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

【グラフ 5.6-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

財務局における「検査における対話姿勢」についての典型的なヒアリングコメント、問題意識は次の通り。組織的な対話能力向上に関して問題意識を有している。

- 内製動画や対話に関する研修は実施されているが、やはり実際の検査での経験が最も重要となる。
- 検査においてコミュニケーション能力を培う機会が少なかったため、検査官の対話能力が落ちている印象。当局は大きなリスクや課題を抱えている金融機関が少ないため、経営者の判断の範疇に入る課題も多く、特に若い検査官はそのような課題に対して議論をしてよいものか悩ましい場面も見受けられる。

5.7 リモートによる検査手法

「リモートによる検査手法」とは、リモート検査の有効性、リモート検査による事前準備や配慮、といった観点を指す。

【アンケート結果】

アンケートでは、全般的な項目に渡り、リモート検査に対して懐疑的である状況が推察された。

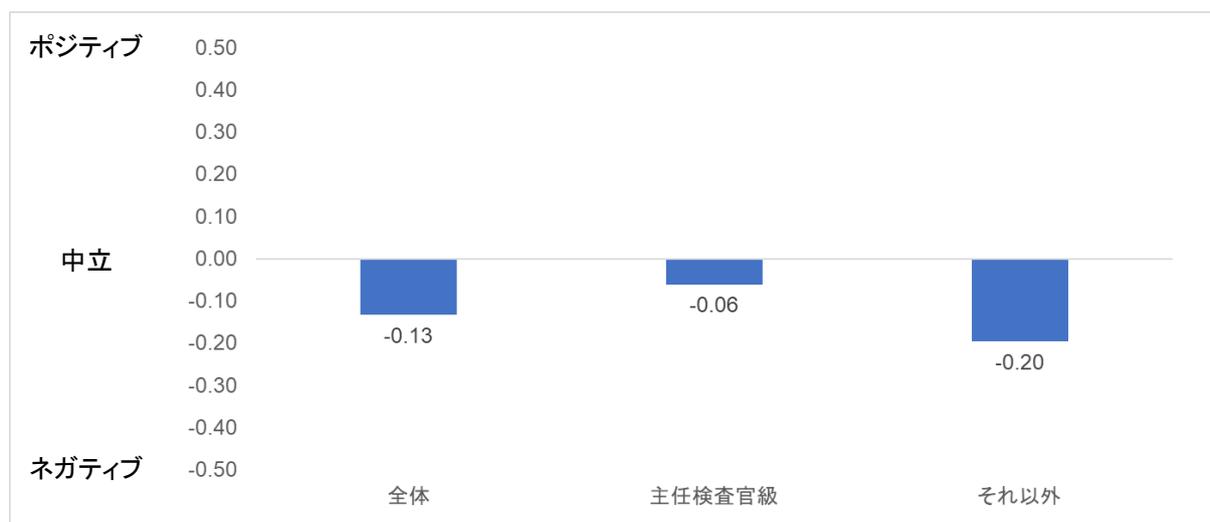
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 |
|-----------|----------|---|------|-------|
| 立入 検査中 | リモート検査手法 | 46 検査において、リモートによる検査手法に全般的に満足している。 | 選択 | 2.45 |
| | | 47 リモートによる検査に満足している理由、あるいは満足していない理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 48 検査において、リモートによる検査を有効に活用している。 | 選択 | 2.88 |
| | | 49 リモートによる検査においてその効果を感じている、あるいは有効に活用できていないと感じる理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 50 検査がリモート手法で行われる際、財務(支)局の検査班による事前準備・配慮は十分だったと認識している。 | 選択 | 3.14 |
| | | 51 リモート検査に際し、対象先に対して事前準備・配慮を行ったこと、あるいはそれらが十分でなかったことについて記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 52 リモートによる検査を推進してほしい。 | 選択 | 2.36 |
| | | 53 リモートによる検査の推進を望まれる理由、あるいは推進を望まない理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 | — |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

アンケート結果の一方で、ヒアリングにおいては、金融機関における問題意識(前述 4.7)と同様に、リモート検査経験を通じてそのメリットを評価しており、コメントからは、対面とリモートの使い分けを前提としてリモートの推進を要望するものが大多数となった。

【グラフ 5.7-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「リモートによる検査手法」についてのアンケート記述回答(No.47,49,51,53)、および典型的なヒアリングコメント、問題意識は次の通り。

- 対面実施の場合はお互いの共通理解を得られた部分もあると感じられたが、フルリモートの検査の場合、こちらから伝えた内容は金融機関に通じているものの、対面と比べると浅い議論となった面があったと感じる。
- 対話をする上では対面の方がいいと思うが、内容によってはリモートで対応可能な部分はある。一度顔を合わせた上で、必ずしも対面が必要ない項目についてはリモートを活用してもよい。
- フルリモートと対面・リモート併用の検査の両方を経験したが、事務的業務や事前説明、エグジットミーティング、認識が共有できている内容についてのミーティングについてはリモートが便利であると感じた。

5.8 検査の有益性

「検査の有益性」とは、重要課題への「気づき」の提供等、検査が金融機関においても有益なものとなるための問題意識、といった観点を指す。

【アンケート結果】

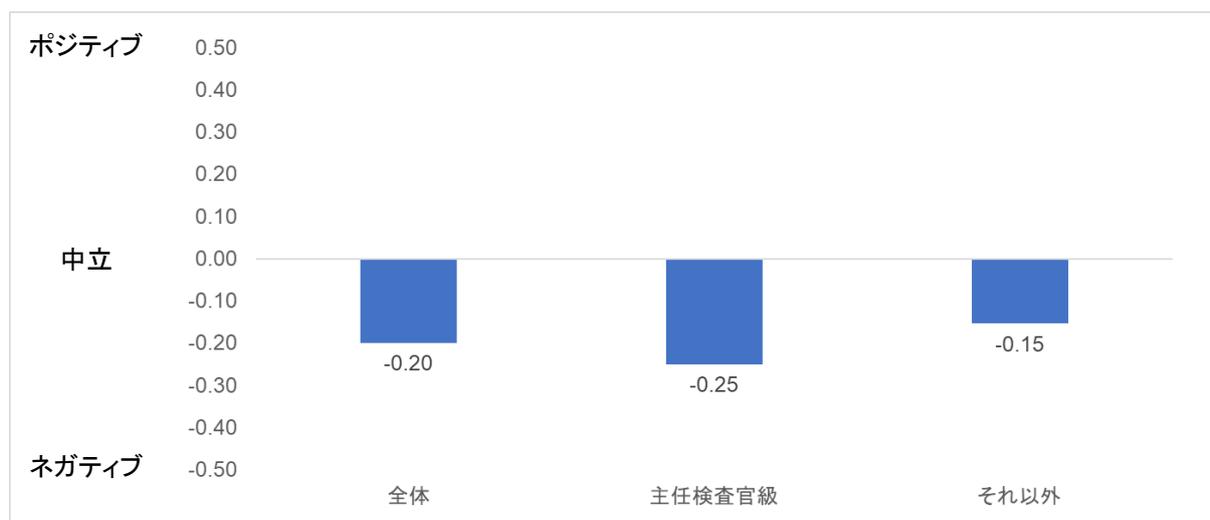
| 大分類 | 中分類 | 設問 | 回答形式 | スコア平均 | |
|---------|----------------|----|---|-------|------|
| 総論 | 財務(支)局検査に対する総論 | 5 | 現状の検査に対し、信用金庫・信用組合は満足していると感じる。 | 選択 | 2.69 |
| | | 6 | 金融機関が現状の検査に満足していると感じる点、あるいは満足していないと感じる点について具体的にご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 7 | 今後どういった検査を行うと、検査対象先にとって有益ですか。有益と思われる具体的内容をご教示ください。 | 記述 | — |
| | | 10 | 検査は、検査対象先の経営や業務運営上の課題特定促進や、改善施策の検討・策定促進において有益である。 | 選択 | 3.37 |
| 立入検査中 | 外部監査人との意見交換 | 24 | 外部監査人へのヒアリング(もし該当あれば)は有益である。 | 選択 | 3.20 |
| | | 25 | 員外理事・監事へのヒアリング(もし該当あれば)は有益である。 | 選択 | 3.47 |
| | 検証(対話姿勢)、実地調査 | 44 | 現在の検査手法は、以前の金融検査マニュアルに基づく検査を脱却しつつあると感じる。 | 選択 | 2.56 |
| | | 45 | 検証項目によっては、プリンシプル・原則・「考え方」だけではなく、より具体的な基準が設けられている方が望ましい。 | 選択 | 2.93 |
| 立入検査終了後 | 検査結果に基づくモニタリング | 65 | 検査担当官である自分は、長期的な観点から深度ある分析、対話を対象先に対して行っている。 | 選択 | 3.21 |

最右列のアンケートスコア・・・ 全く同意しない:1 あまり同意しない:2 やや同意する:3 強く同意する:4

【ヒアリング結果】

金融機関からの好意的な評価の一方で、財務局は問題意識を持っている。

【グラフ 5.8-1】



ヒアリング定量化スコア・・・ ポジティブ: 1 中立: 0 ネガティブ: -1

「検査の有益性」についてのアンケート記述回答(No.6,7)、および典型的なヒアリングコメント、問題意識は次の通り。

- 金融検査マニュアルがなくなり、相手に有益な検査が行えるよう日々悩みながら試行錯誤している。経験をつみながら検査の質向上ができるよう頑張っていきたいが、正直まだ十分ではない。
- 金融機関は、検査に対してまだネガティブな印象を持っている部分があると感じる。認可などの相談事項が多い監督と違い、検査においてはコミュニケーションが円滑に行えないこともある。対話重視の時勢の中では、当局で上手く金融機関をコンサルティングするような内容でないと、金融機関としても納得感ある検査にならない。変化には時間が必要だが、少しずつ金融マニュアル検査時代と違うことを金融機関に感じさせるように対話する必要があると感じている。

Appendix. 1 調査要領

1. 調査のアプローチ

本件調査は、調査対象金融機関において財務(支)局による立入検査に対応した担当者各位にアンケート及びヒアリングを実施し、加えて、検査を担当した財務(支)局検査官に対してアンケート及びヒアリングを実施することで、検査に対する評価や問題意識の把握を行った。

(1) 考え方

① アンケート

アンケート質問項目は、検査実施プロセスの網羅性確保を目的とし、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(令和4年8月公表)」における検査実施プロセス(「別紙2 立入検査の基本手続」)を軸とした構成に基づいている。

② ヒアリング

ヒアリングは、アンケートのみでは把握しにくい回答者の意図を深掘りするために実施した。

(2) 調査対象

アンケートおよびヒアリング対象先数は下表の通り。

金融庁からの提示を受け、2022年7月から2023年12月までに各財務(支)局の立入検査を受けた信用金庫及び信用組合作調査対象としている。アンケート対象のうち、ヒアリング先の選定に際しては、対象先数について金融庁の了解を得たうえで、アンケート回答内容を踏まえ対象先を抽出した。なお、金融機関からの評価のみであると、検査の「受け手」の態勢整備状況やインフラ成熟度に関する要因・条件により一方的な主張となってしまう可能性もあるため、検査を実施した財務(支)局検査官に対してもアンケート及びヒアリング実施を通じ、問題意識の把握を行った。

| 調査対象 | アンケート対象先数 | ヒアリング対象先数 |
|--------|-----------|-----------|
| 信用金庫 | 19 | 7 |
| 信用組合 | 13 | 9 |
| 財務(支)局 | 11 | 11 |

(3) 秘匿性確保

本調査の性質上、調査対象者が忌憚なき意見・回答を控えることも想定されるため、調査対象者に対し、アンケート回答・ヒアリング発言に係る匿名性の確保について確約し本調査を運営した。

具体的には、金融庁から調査対象者への調査協力依頼文書での調査趣旨の明記、ヒアリング冒頭の説明での説明等を通じ、調査対象者の心理的安全が図られるよう措置を講じただけでなく、本報告書においても、アンケート回答・ヒアリング発言内容から特定の金融機関や担当者、特定の財務(支)局検査官名が特定されないよう、適宜表現を調整する対応を行っている。

2. アンケート

(1) 実施期間

① 金融機関

アンケート回答依頼は 2022 年 12 月 12 日から開始し、アンケート回答の回収は 2023 年 1 月 6 日に完了した。

② 財務(支)局検査官

アンケート回答依頼は 2022 年 12 月 12 日から開始し、アンケート回答の回収は 2022 年 12 月 27 日に完了した。

(2) 手法

アンケート項目は、信用金庫・信用組合及び財務(支)局ごとに構成した。質問分類ごとの項目数は下表の通り。具体的な質問項目は【Appendix.2 アンケート質問項目】を参照のこと。

| 分類 | 信用金庫 | 信用組合 | 財務(支)局 |
|---------|------|------|--------|
| 総論 | 9 問 | 9 問 | 12 問 |
| 立入検査開始前 | 11 問 | 11 問 | 11 問 |
| 立入検査中 | 40 問 | 40 問 | 40 問 |
| 立入検査終了後 | 3 問 | 3 問 | 3 問 |
| 情報管理 | 1 問 | 1 問 | 1 問 |
| その他 | 1 問 | — | — |
| 計 | 65 問 | 64 問 | 67 問 |

(3) 実施運営

アンケートは、金融機関に対してはエクセル形式によるアンケートシートを作成し、対象者に記入を依頼した上で、当社にエクセルファイルを返送する形態とした。財務(支)局に対しては Web アンケートの回答により実施した。

アンケート対象先数、対象人数、回答者数、回答率は下表の通り。

| | 対象先数 | 対象人数 | 回答者数 | 回答率 |
|--------|------|-------|-------|------|
| 信用金庫 | 19 先 | 107 名 | 107 名 | 100% |
| 信用組合 | 13 先 | 42 名 | 42 名 | 100% |
| 財務(支)局 | 11 局 | 43 名 | 43 名 | 100% |

3. ヒアリング

(1) 実施期間

金融機関および財務(支)局に対するヒアリングは、2023年1月10日から同年2月9日にかけて実施した。

(2) 手法

金融機関および財務(支)局が回答したアンケート回答に基づき、深掘りすべきポイントを踏まえ、ヒアリングを実施した。

(3) 実施運営

ヒアリングは、率直な意見を把握すべく、金融機関については検査項目の担当別で実施し、財務(支)局については、主任以上と主任未満にグループ分けを行い実施した。

① 金融機関

ヒアリングの調査対象者総数は下表の通り。

参加率は、金融機関側の申し出により対象者の絞り込みを行ったケース、人事異動により対象者に対するヒアリングを実施できなかったといった背景により、対象者(アンケート回答者)数から2割ほど低いが、本調査におけるヒアリングで深掘りすべきポイントを把握するうえで問題は生じていない。

| | 対象先数 | 対象人数 | 参加者数 | 参加率 |
|------|------|------|------|-------|
| 信用金庫 | 7先 | 56名 | 45名 | 80.4% |
| 信用組合 | 9先 | 28名 | 23名 | 82.1% |

② 財務(支)局検査官

信用金庫及び信用組合と同様、アンケートを受領した財務(支)局から、随時日程調整の上、ヒアリングを実施するものとした。ヒアリングは、2023年1月10日から同年1月26日にかけて実施した。

| | 対象局数 | 対象人数 | 参加者数 | 参加率 |
|----------|------|------|------|------|
| 財務(支)局 | 11局 | 43名 | 43名 | 100% |
| 主任検査官クラス | — | 18名 | 18名 | 100% |
| それ以外 | — | 25名 | 25名 | 100% |

Appendix. 2 アンケート質問項目

1. 金融機関向けアンケート質問項目

下表は信金の設問文言を表示。信組の場合は「自金庫」を「自組合」に読み替え。

| 大分類 | 中分類 | 項番 | 設問 | 回答形式 | |
|---------|-----------------|-------------------------|--|--|----|
| 総論 | 直近の検査対象テーマ | 1 | 直近の検査において対象となった検証項目で、あなたに対応したテーマをご教示ください。(例: ガバナンス(経営管理)、信用リスク、市場リスク、顧客本位の業務運営、有価証券運用、ITガバナンス、サイバーセキュリティ、…等) | 記述 | |
| | | 2 | 財務(支)局による現状の検査に対し全体的に満足している。 | 選択 | |
| | 財務(支)局検査に対する総論 | 3 | 財務(支)局による現状の検査に満足している点、あるいは満足していない点について具体的にご教示ください。 | 記述 | |
| | | 4 | 今後どういった検査が行われると自金庫にとって有益ですか、期待することをご教示ください。 | 記述 | |
| | | 5 | 財務(支)局の検査班による検証項目の各論点設定は、地域金融機関一般が現在置かれている状況を踏まえており、的確である。 | 選択 | |
| | | 6 | 財務(支)局の検査班は、自金庫のリスク特性や状況、脆弱な部分を適切に把握していると感じる。 | 選択 | |
| | | 7 | 財務(支)局による検査は、自金庫の客観的状況、経営や業務運営上の課題の特定、改善施策の検討・策定において有益である。 | 選択 | |
| | | 事業者支援等の施策と検査との間の一貫性・整合性 | 8 | 各種の事業者支援施策と、財務(支)局検査における考え方や検証の目線は一貫性があり、整合している。 | 選択 |
| | | | 9 | 各種施策と検査が整合していること、あるいは整合していないと感じることについて、お考えを記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| 立入検査開始前 | 予告から立入検査開始までの期間 | 10 | 検査日程・立入開始予定日の調整において、財務(支)局の検査班では柔軟な対応ができています。 | 選択 | |
| | | 事前に資料等を求める際の留意事項 | 11 | 日常的なモニタリング等で財務(支)局に提出した資料等が検査において活用されており、検査前に求められる資料等は必要なものに限定されていると感じる。 | 選択 |
| | 12 | | データ・資料の徴求目的や依頼の背景は明確であり、資料の種類・量について納得感がある。 | 選択 | |
| | 13 | | 財務(支)局の検査班に提出するデータ・資料は、原則、自金庫の既存資料等を活用したのとなっている。 | 選択 | |
| | 14 | | 財務(支)局の検査班に提出する資料は、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の提出や検査会場における資料等の備え置き等の対応が認められている。 | 選択 | |
| | 15 | | 財務(支)局の検査班へのデータ・資料の事前提出にあたっては、十分な準備期間が考慮されている。 | 選択 | |
| | 16 | | データ・資料の提出時期の相談にのるなど、財務(支)局の検査班では柔軟な対応ができています。 | 選択 | |
| | 重要事項の事前説明等 | 17 | 検査の目的および実施手続きは、財務(支)局の検査班から事前に明確に示されている。 | 選択 | |

| 大分類 | 中分類 | 項番 | 設問 | 回答形式 |
|-------|---------------|---|--|------|
| | | 18 | 財務(支)局による検査では、検証項目が明確化されている。 | 選択 |
| | | 19 | 財務(支)局による検査における検証項目は、個別具体的な特定事項にウェイトが置かれておらず、バランスがとれている。 | 選択 |
| | | 20 | 財務(支)局の検査班は、自金庫の負担軽減や状況に応じて、コミュニケーション・ツール(面談 [対面/リモート]、電話、メール、使用資料等)を適切に使い分けている。 | 選択 |
| 立入検査中 | 外部監査人との意見交換 | 21 | 外部監査人へのヒアリング(もし該当あれば)は有益である。 | 選択 |
| | 員外理事・監事との意見交換 | 22 | 員外理事・監事へのヒアリング(もし該当あれば)は有益である。 | 選択 |
| | 資料を求める際の留意事項 | 23 | 財務(支)局の検査班から検査中に随時求められるデータ・資料は、検査内容と整合性があると感じる。 | 選択 |
| | | 24 | 財務(支)局の検査班から検査中に随時求められるデータ・資料の提出期限は、事務負担等が配慮され、十分な準備期間が考慮されていると感じる。 | 選択 |
| | 検証(対話姿勢)、実地調査 | 25 | 財務(支)局の検査官は、提出したデータ・資料の内容を事前に十分に把握し、ヒアリングや対話に活用していると感じる。 | 選択 |
| | | 26 | 財務(支)局の検査官の検証意図は十分に理解でき、それに応じて自金庫は的確にヒアリング対象者を選定することができる。 | 選択 |
| | | 27 | 財務(支)局の検査官によるヒアリング・対話の実施頻度、および、対話の時間は適切である。 | 選択 |
| | | 28 | 財務(支)局の検査官によるヒアリング・対話は、気づきを得る上で有益である。 | 選択 |
| | | 29 | 財務(支)局の検査官から説明・提示される、根拠データや分析結果は十分である。 | 選択 |
| | | 30 | 財務(支)局の検査官は特定の仮説に誘導することなく、双方向の対話が実現している。 | 選択 |
| | | 31 | 財務(支)局の検査官から問題点の指摘や課題の共有が行われる場合、認識の明確化のために原則として書面が利用されている。 | 選択 |
| | | 32 | 財務(支)局の検査官は、ビジネスモデル等経営判断に関連する事項について、社外取締役等を含め、幅広い役職員と対話を行っていると感じる。 | 選択 |
| | | 33 | 財務(支)局の検査官は金融機関側が受け入れやすいコミュニケーションをとるよう配慮する等、検査の目的に合致した態度・言動を心掛けている。 | 選択 |
| | | 34 | 対話重視型の検査手法により、金融機関との信頼関係が構築できている。 | 選択 |
| | 35 | 検査に係る財務(支)局の検査班側の人員体制(役割分担等)は検査を円滑に実施する上で有効に組成されている。 | 選択 | |
| | 36 | 財務(支)局による検査の運営において、財務(支)局内での他部署(金融監督課等)との連携やコミュニケーションは十分に図られており、意見が統一されている。 | 選択 | |
| | 37 | 財務(支)局の検査官は、自金庫の業態や地域特性、事業を十分に理解している。 | 選択 | |
| | 38 | 財務(支)局の人事異動等により検査の担当官が変わった場合でも、自金庫の業態や地域特性、事業への理解について引継ぎが十分に行われている。 | 選択 | |

| 大分類 | 中分類 | 項番 | 設問 | 回答形式 |
|-----|-----------------------------------|----|--|------|
| | | 39 | 財務(支)局の検査官は、十分な対話能力・コミュニケーション能力を有している。 | 選択 |
| | | 40 | 財務(支)局の検査班には、十分な専門知識のある担当官が配置されている。 | 選択 |
| | | 41 | 現在の検査手法は、以前の金融検査マニュアルに基づく検査を脱却しつつあると感じる。 | 選択 |
| | | 42 | 検証項目によっては、プリンシプル・原則・「考え方」だけではなく、より具体的な基準が設けられている方が望ましい。 | 選択 |
| | リモート検査手法 | 43 | 財務(支)局による検査において、リモートによる検査手法に一般的に満足している。 | 選択 |
| | | 44 | リモートによる検査に満足している理由、あるいは満足していない理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| | | 45 | 財務(支)局による検査において、リモートによる検査が有効に活用されていると感じる。 | 選択 |
| | | 46 | リモートによる検査においてその効果を感じている、あるいは有効に活用できていないと感じる理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| | | 47 | 検査がリモート手法で行われる際、財務(支)局の検査班による事前準備・配慮は十分だった。 | 選択 |
| | | 48 | 財務(支)局の検査班による事前準備・配慮があった部分、あるいはそれらが十分でなかったことについて記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| | | 49 | リモートによる検査を推進してほしい。 | 選択 |
| | | 50 | リモートによる検査の推進を望まれる理由、あるいは推進を望まない理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| | 立入検査終了 手続 (エグジットミー ティング) | 51 | 財務(支)局による検査のフィードバックのタイミングや手段は適時・適切である。 | 選択 |
| | | 52 | 財務(支)局の検査官によるフィードバックが経営への過度な干渉や強制とならないよう配慮されている。 | 選択 |
| | | 53 | 財務(支)局の検査官による対話内容および結論が、適切に文書化され反映されている。 | 選択 |
| | | 54 | 検査の過程で把握された事実関係について、財務(支)局の検査官から認識の相違がないか十分に確認されている。 | 選択 |
| | | 55 | 検査の過程で把握された問題点・課題について、財務(支)局の検査官から認識の聴取がなされ、認識の一致及び相違の確認がなされている。 | 選択 |
| | | 56 | 財務(支)局の検査官から、最終的な見解は原則として検査結果通知等により示され、必要があれば再度検査が行われる場合がある旨の説明がされている。 | 選択 |
| | その他留意事項 | 57 | 財務(支)局の検査班との間で、検査中、定期的に検査の進捗状況や自金庫の対応状況、検査実施に関する要望事項について情報・意見交換が行われていると感じる。 | 選択 |
| | | 58 | 財務(支)局の検査官から、質問がされる場合やデータ・資料の求めがある場合、原則として自金庫の就業時間内に行われており、やむを得ない場合であってもその可否について確認がある。 | 選択 |
| | | 59 | 検査において、通常業務を多大に妨げることがないよう十分配慮されている。 | 選択 |

| 大分類 | 中分類 | 項番 | 設問 | 回答形式 |
|-------------------|--------------------|----|--|------|
| | | 60 | 検査では、不当に長い時間拘束されることはないと感じる。 | 選択 |
| 立入検査 終了後 | 検査結果に基 づくモニタリング | 61 | 財務(支)局による検査のフィードバック後での改善状況フォローアップは、適切な進め方、頻度で実施されており、十分な内容となっている。(フォローアップがまだ済んでいない場合は回答なしで結構です。) | 選択 |
| | | 62 | 財務(支)局による検査は、長期的な観点から深度ある分析、対話が行われていると感じる。 | 選択 |
| | | 63 | 人事異動等により財務(支)局の検査官が変わった場合でも引継ぎが十分に行われており、それまで積み上げた対話の内容が継続されている。 | 選択 |
| 情報管理 | | 64 | 財務(支)局の検査班に対して検査の際に提出した資料や情報に関する管理は適切である。 | 選択 |
| その他 (信金の み) | 日銀等との連 携 | 65 | 財務(支)局検査・金融庁検査と、日銀考査との連携強化を通じた、金融機関の負担軽減の取組みにおいて、期待することをご教示ください。 | 記述 |

2. 財務局向けアンケート質問項目

| 大分類 | 中分類 | 項番 | 設問 | 回答形式 |
|-----|------------------------|----|---|------|
| 総論 | 直近の検査対 象テーマ | 1 | 直近の検査において、あなたが検査時に主として担当した検証項目をご教示ください。(例:ガバナンス(経営管理)、信用リスク、市場リスク、顧客本位の業務運営、有価証券運用、ITガバナンス、サイバーセキュリティ、…等) | 記述 |
| | | 2 | 金融庁からリリースされる方針やガイドライン、特定課題のモニタリング結果、「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」等の公表文書の内容は十分かつ分かりやすく、金融庁の問題意識を理解できる。 | 選択 |
| | | 3 | 検査手法や専門知識について、金融庁から十分な説明や研修の機会を与えられている。 | 選択 |
| | | 4 | 金融庁との認識共有・連携に関して有益であるとお考えになる事項、あるいは今後どのようなことがあれば有益ですか。具体的内容をご教示ください。 | 記述 |
| | 財務(支)局検 査に対する総 論 | 5 | 現状の検査に対し、信用金庫・信用組合は満足していると感じる。 | 選択 |
| | | 6 | 金融機関が現状の検査に満足していると感じる点、あるいは満足していないと感じる点について具体的にご教示ください。 | 記述 |
| | | 7 | 今後どういった検査を行うと、検査対象先にとって有益ですか。有益と思われる具体的内容をご教示ください。 | 記述 |
| | | 8 | 検査担当官である自分からみて、財務(支)局の検査班による検証項目の各論点設定は、信用金庫・信用組合一般が現在置かれている状況を踏まえており、的確である。 | 選択 |
| | | 9 | 検査担当官である自分からみて、財務(支)局の検査班は、管下の各信用金庫、各信用組合のリスク特性や状況、脆弱な部分を適切に把握している。 | 選択 |
| | | 10 | 検査は、検査対象先の経営や業務運営上の課題特定促進や、改善施策の検討・策定促進において有益である。 | 選択 |

| 大分類 | 中分類 | 項番 | 設問 | 回答形式 |
|---------------------|---|----|---|------|
| | 事業者支援等の施策と検査との間の一貫性・整合性 | 11 | 各種の事業者支援施策と、財務(支)局検査における考え方や検証の目線は一貫性があり、整合している。 | 選択 |
| | | 12 | 各種施策と検査が整合していること、あるいは整合していないと感じることについて、お考えを記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| 立入検査 開始前 | 予告から立入検査開始までの期間 事前に資料等を求める際の留意事項 | 13 | 検査日程・立入開始予定日の調整において、対象先の事情を勘案するなど柔軟な対応ができています。 | 選択 |
| | | 14 | 日常的なモニタリング等で財務(支)局に提出された資料等を検査において活用しており、検査前に検査対象先に対し求める資料等は必要なものに限定している。 | 選択 |
| | | 15 | 検査担当官である自分からみて、検査対象先へのデータ・資料の徴求目的や依頼の背景は明確であり、徴求する資料の種類・量は妥当である。 | 選択 |
| | | 16 | 検査対象先に求めるデータ・資料は、原則、各信用金庫・信用組合の既存資料等を活用している。 | 選択 |
| | | 17 | 検査先に求める資料について、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の提出や検査会場における資料等の備え置き等の対応を認めている。 | 選択 |
| | | 18 | 検査対象先からのデータ・資料の事前提出にあたっては、十分な準備期間を考慮している。 | 選択 |
| | | 19 | データ・資料の提出時期の相談にのるなど、検査対象先の都合を考慮して柔軟に対応している。 | 選択 |
| 立入検査 開始前 (続き) | 重要事項の事前説明等 | 20 | 検査担当官である自分からみて、検査の目的および実施手続きは、検査対象先に対して、事前に明確に示されている。 | 選択 |
| | | 21 | 検査対象先に対しては、検証項目を明確化している。 | 選択 |
| | | 22 | 検査担当官である自分からみて、検査における検証項目は、個別具体的な特定事項にウェイトが置かれておらず、バランスがとれている。 | 選択 |
| | | 23 | 検査対象先の負担軽減や状況に応じて、コミュニケーション・ツール(面談 [対面/リモート]、電話、メール、使用資料等)を適切に使い分けている。 | 選択 |
| | | 24 | 外部監査人へのヒアリング(もし該当あれば)は有益である。 | 選択 |
| 立入検査 中 | 外部監査人との意見交換 | 25 | 員外理事・監事へのヒアリング(もし該当あれば)は有益である。 | 選択 |
| | | 26 | 検査中に検査対象先に随時求めるデータ・資料は、検査内容と整合性があるものに限定している。 | 選択 |
| | 資料を求める際の留意事項 | 27 | 検査中に検査対象先に随時求めるデータ・資料の提出期限は、事務負担等に配慮し、十分な準備期間を考慮している。 | 選択 |
| | | 28 | 検査対象先から提出されたデータ・資料の内容を事前に十分に把握し、ヒアリングや対話に活用している。 | 選択 |
| | 検証(対話姿勢)、実地調査 | 29 | 検証項目の意図は十分に伝達できており、それに応じ検査対象先担当者は的確にヒアリング対象を選定することができる。 | 選択 |
| | | 30 | 検査担当官である自分からみて、財務(支)局によるヒアリング・対話の実施頻度、および、対話の時間は適切である。 | 選択 |
| | | 31 | 検査対象先へのヒアリング・対話は、気づきを得る上で有益である。 | 選択 |

| 大分類 | 中分類 | 項番 | 設問 | 回答形式 |
|-----|----------|----|--|------|
| | | 32 | 検査対象先への検査の際に、検査対象先に対し、根拠データや分析結果の説明を十分にしている。 | 選択 |
| | | 33 | 検査対象先に対して、特定の仮説に誘導することなく、双方向の対話を実現している。 | 選択 |
| | | 34 | 検査対象先に問題点の指摘や課題の共有を行う場合、認識の明確化のために原則として書面を利用している。 | 選択 |
| | | 35 | 検査対象先のビジネスモデル等経営判断に関連する事項について、社外取締役等を含め幅広い役職員と対話を行っている。 | 選択 |
| | | 36 | 検査対象先が受け入れやすいコミュニケーションをとるよう配慮する等、検査の目的に合致した態度・言動を心掛けている。 | 選択 |
| | | 37 | 対話重視型の検査手法により、金融機関との信頼関係が構築できている。 | 選択 |
| | | 38 | 検査に係る財務(支)局側の人員体制(役割分担等)は検査を円滑に実施する上で有効に組成されている。 | 選択 |
| | | 39 | 検査の運営において、財務(支)局内での他部署(金融監督課等)との連携やコミュニケーションは十分に図られており、意見が統一されている。 | 選択 |
| | | 40 | 検査担当官である自分は、対象先の業態や地域特性、事業を十分に理解した上で検査に臨んでいる。 | 選択 |
| | | 41 | 人事異動等により検査の担当官が変わった場合でも、対象先の業態や地域特性、事業への理解について引継ぎが十分に行われている。 | 選択 |
| | | 42 | 検査担当官である自分は、検査における十分な対話能力・コミュニケーション能力を有していると認識している。 | 選択 |
| | | 43 | 検査では十分な専門知識のある担当官が配置されている。 | 選択 |
| | | 44 | 現在の検査手法は、以前の金融検査マニュアルに基づく検査を脱却しつつあると感じる。 | 選択 |
| | | 45 | 検証項目によっては、シンプル・原則・「考え方」だけではなく、より具体的な基準が設けられている方が望ましい。 | 選択 |
| | リモート検査手法 | 46 | 検査において、リモートによる検査手法に全般的に満足している。 | 選択 |
| | | 47 | リモートによる検査に満足している理由、あるいは満足していない理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| | | 48 | 検査において、リモートによる検査を有効に活用している。 | 選択 |
| | | 49 | リモートによる検査においてその効果を感じている、あるいは有効に活用できていないと感じる理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| | | 50 | 検査がリモート手法で行われる際、財務(支)局の検査班による事前準備・配慮は十分だったと認識している。 | 選択 |
| | | 51 | リモート検査に際し、対象先に対して事前準備・配慮を行ったこと、あるいはそれらが十分でなかったことについて記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| | | 52 | リモートによる検査を推進してほしい。 | 選択 |

| 大分類 | 中分類 | 項番 | 設問 | 回答形式 |
|-------------|-----------------------------------|----|---|------|
| | | 53 | リモートによる検査の推進を望まれる理由、あるいは推進を望まない理由を記述欄にご教示ください。 | 記述 |
| | 立入検査終了 手続 (エグジットミー ティング) | 54 | 検査対象先への検査のフィードバックのタイミングや手段は適時・適切である。 | 選択 |
| | | 55 | 検査担当官である自分からみて、フィードバックが経営への過度な干渉や強制とならないよう配慮していると感じる。 | 選択 |
| | | 56 | 自身の行った対話内容および結論が、適切に文書化され反映されている。 | 選択 |
| | | 57 | 検査の過程で把握された事実関係について、検査対象先に対し認識の相違がないか十分に確認している。 | 選択 |
| | | 58 | 検査の過程で把握された問題点・課題について、検査対象先に対し認識の聴取を行い、認識の一致及び相違の確認をしている。 | 選択 |
| | | 59 | 主任検査官は検査対象先に対し、最終的な見解は原則として検査結果通知等により示され、必要があれば再度検査が行われる場合がある旨の説明をしている。 | 選択 |
| | その他留意事 項 | 60 | 検査対象先に対し、検査中、定期的に検査の進捗状況や検査対象先の対応状況、検査実施に関する要望事項について情報・意見交換を行っている。 | 選択 |
| | | 61 | 検査対象先に対し、質問を行う場合やデータ・資料を求める場合は、原則として検査対象先の就業時間内に行っており、やむを得ない場合であっても検査対象先の了解を得ている。 | 選択 |
| | | 62 | 検査において、検査対象先の通常業務を多大に妨げることがないように十分配慮している。 | 選択 |
| | | 63 | 検査では、検査対象先担当者を不当に長い時間拘束することがないようにしている。 | 選択 |
| 立入検査 終了後 | 検査結果に基 づくモニタリング | 64 | 検査対象先のフィードバック後の改善状況フォローアップは、適切な進め方、頻度で実施されており、十分な内容となっている。(フォローアップがまだ済んでいない場合は回答なしで結構です。) | 選択 |
| | | 65 | 検査担当官である自分は、長期的な観点から深度ある分析、対話を対象先に対して行っている。 | 選択 |
| | | 66 | 人事異動等により財務(支)局検査官が変わった場合でも引継ぎが十分に行われており、それまで積み上げた対話やフォローアップの内容が継続されている。 | 選択 |
| 情報管理 | | 67 | 検査の際に検査対象先に提出を求めた資料や情報に関する管理は適切である。 | 選択 |

Appendix. 3 検査・監督におけるリモート会議形式の活用に向けて

本件調査におけるヒアリング調査段階において、信用金庫・信用組合でのリモート会議ツール¹¹の使用に関するいくつかの共通する特徴がみられた。

本項は、本件調査で把握したこれらの現状を踏まえ、リモート会議ツールの特性と制約条件および課題を検討し、主に「即効性」のある技術的・運営形式面から、リモート会議を活用した場合の効果的な検査・監督(モニタリング)に関して考慮すべき事項を挙げることを趣旨としている。

1. 現状

多くの信用金庫・信用組合では、1台のPC端末から複数人が会議に出席している形式であった。

1台のPC端末から複数人が会議に出席している形式をリモート検査に当てはめた際のイメージは下図の通り。

【単一端末から複数人が出席するパターン】



この形式の場合、参加者人数や氏名・発言者が不明確、マイクが遠いため発言内容が不明瞭となる、参加者の表情など反応がわかりにくいなど、対話や議論を目的とした場合は意思疎通を十分に行うことが難しくなる。

多くの信用金庫・信用組合にて上図の形式が採られている背景として、本件調査におけるヒアリングでは次の通り認識した。

- リモート会議の経験は、業界団体の会合への出席で活用している。
 - リモート会議への参加は、発言が求められない一方的な伝達がされるケースに限定され、特に問題は生じていない可能性がある。
- 日常業務にリモートワークが認められていない。
 - 相互の意思疎通が求められるような形態のリモート会議に触れる経験がない・あるいは経験が少ない可能性がある。
- 本部と営業店間での「テレビ会議システム」運用に沿っており、個人対個人のコミュニケーションが想定される場合においても同様の運用としているため、会議室に設置した金融機関内のネット

¹¹ 本項での「リモート会議ツール」とは、端末にPCを使用し、インターネット経由で通信を行い、PC上のデスクトップアプリケーションやウェブブラウザを介して遠隔地間での会議機能を提供するサービスを指す。一般的には「Web会議」ツールと呼ばれており、Zoom (Zoom Video Communications社)、Microsoft Teams (Microsoft社)、Cisco Webex (Cisco Systems社)等のツールが該当する。

ワークから切り離された 1 台の PC 端末から会議に出席している。

➤ 先例を踏襲しており、効果的にリモート会議を運営する方法を意識していない可能性がある。

一方、少数の信用金庫・信用組合においては、同一会議室に参集し会議に参加している場合であっても、各出席者がそれぞれ PC 端末からアクセスしており、このケースでは良好な意思疎通を図ることができた。

各人の PC 端末から複数人が会議に出席している形式をリモート検査に当てはめた際のイメージは下図の通り。

【各人が自端末から出席するパターン¹²】



2. 課題、論点

効果的なリモート会議の運営に関して、考慮すべき課題・論点を次の通り挙げる。

(1) リモート会議ツールの特性

コロナ禍のもとでリモートワークが一般され、個人の PC から Web を経由し簡単に利用できるリモート会議ツールが普及してきた。リモート会議ツールはリモートワークにおけるコミュニケーション・ツールであるという特性から、従来型の「テレビ会議システム」が想定するようなオフィスに多人数が集って行う「会議室対会議室」での利用シーンよりも、主として自席などからの「個人対個人」での利用を想定した機能・設計となっている。

したがって、この特性を意識した活用方法が重要となる。

(2) 会議のコミュニケーション形態

説明・伝達のための会議、相互の意思疎通が求められるような会議、といった会議目的・種類によって異なるコミュニケーションの形態を踏まえて、リモート会議ツールを活用する際に親和性があるかを意識する必要がある。

(3) 金融機関におけるリモート会議の運営に係る制約

本件調査で対象とした金融機関の業態特性として、外部とのネットワーク接続を制限しており特定の端末に限定して外部接続に使用していることや、そもそも日常業務にリモートワークが認めら

¹² 本件調査における財務局検査官ヒアリングをリモート形式で実施した際は、全て「各人が自端末から出席するパターン」であった。

れておらず、相互の意思疎通が求められるリモート会議に触れる経験が非常に少ないため、効果的なリモート会議の運営を強く意識する機会がない背景となっている可能性が高い。

したがって、このような制約条件を理解したうえで、可能な範囲で金融機関側にリモート会議の促進に係る協力依頼を行うことが求められる。

3. 留意事項、参考事項

前項の課題・論点を踏まえ、リモート会議を活用したモニタリングに際し財務局として留意すべき事項、同様に信用金庫・信用組合側にも参考となる事項については次の通り。

(1) 会議の相手方への配慮

リモート会議では、相手方からどのように聞こえるか、どのように見えているかが分かりにくい。

リモート会議を活用したモニタリングにおいて第一に考えるべきこととして、会議の相手方に的確に伝わっているか否かという意識を常に持ち、相手方にストレスを感じさせないための配慮を怠らないことが重要となる。

(2) 会議目的に応じた使い分け

会議目的を踏まえて、対面とリモートを使い分けることも一案となる。

本件調査では、リモート会議を経験した信用金庫・信用組合側ならびに財務局側の双方から次の通りの意見を把握しており、運営の工夫を交えながらリモート会議を実施すれば対面との使い分けは可能との認識であった。

(本件調査における意見)

- ・ 立入検査における事前説明やエグジットミーティングでは、主として一方的な伝達が行われるため、リモート会議で十分である。
- ・ ガバナンス、信用リスク、市場リスク等の検査は相手方の回答に応じた対応が求められるため、対面が望ましい。ただし、論点が明確であり議論の方向性が事前に決まっている場合は、対話の必要性が多くは発生せず、リモート会議に親和性がある。
- ・ 監督のヒアリングは一问一答形式が主であり、対話・議論を伴うことはほとんどないため、リモート会議で問題ない。

(3) 運営での工夫

リモート会議の運営に際しての具体的な工夫としては次の通り。

① 事前準備

事前準備段階では、検査スケジュールと検査項目に係る計画策定が重要となる。例えば、対面のように都度資料徴求ができるわけではないので、いつ何を確認していくのかを事前に確りと計画しておく必要がある。

また、金融機関側のリモート会議環境や経験に疑義があることが判明した場合は、接続テス

トや予行演習を通じて双方の不安感を解消することが求められる。

② 議題(アジェンダ資料)の共有

会議の各回で確認する事項を、明確に議題(アジェンダ資料)として提示することで双方に同じ目線・共通認識を持つことが可能となる。当社(プロティビティ)の経験から、提示するアジェンダ資料は紙面にすると1枚程度のもので十分であり、その資料での確認事項は箇条書き程度でも双方での認識が共有できれば全く問題はない。

また、可能であれば事前に双方でアジェンダを共有(事前送付)することで、より効率的なリモート会議を運営することができる。

③ 参照資料

検証・対話途上において関係する資料を柔軟かつ適時に提示して進行することはリモートであると難しい。すでに電子媒体化が促進されているが、電子媒体化された各ファイルの文書名、資料のページ番号、資料内の項目番号、添付資料番号の付与を通じ、対話中の資料参照先が「番地特定」できるようにすることで確実な意思疎通を図ることができる。

④ 画面共有機能

本件調査では、ほとんどの全ての信用金庫・信用組合においてリモート会議ツールでの画面共有が「許可」される設定になっていなかった。この設定をアクティブにしていないと、そもそものアジェンダ資料や参照資料について共有することができず、双方の共通認識を築くことが困難となるため、設定見直しを推奨する。

⑤ 進行

リモート会議での「間(ま)」の取り方が難しいとの意見が多く聞かれるが、双方の会話のやり取りを円滑にするための一例として、会議進行に際して次のような「一言」を付け加えるなどが考えられる。

- 「〇〇さんはいかがですか。」
 - 発言を求めたい出席者(この場合は〇〇氏)を特定する。
- 「…では、〇〇さんにマイクをお渡しします。」
 - 自分の発言が完了していることを意思表示し、相手方へ発言を促す。

⑥ 音声

リモート会議は、音声が重要となる(カメラオフにしても意思疎通はできる)。

したがって、テレビ会議システムの使い方とは異なり、各出席者にそれぞれマイクがあると効果的である。例えばヘッドセットを使用すると音声は明瞭に相手方に伝わる。

なお、周りが騒がしい場合やハウリングが発生する際はマイクのミュート機能を適宜活用したり、自分が発言した音声は山彦のように返ってきてしまう場合は遠慮せずに相手方に音量調整を依頼したりと、双方で工夫して明瞭な音声での意思疎通を確保することが必要となる。

⑦ 画像

コミュニケーションにおいてはカメラオンを推奨する。少なくとも、発言している間はカメラオンが望ましい。また、参加者名・発言者名を明確とするため、アカウント名には組織名ではなく参加者の個人名を設定する。

4. その他

その他参考情報として、本件調査で把握した各財務局検査班のリモート会議活用例を紹介する。

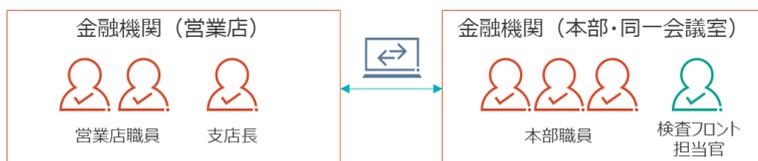
• 財務局内での情報連携

検査自体は対面で実施するが、スケジュールの関係などで検査班の別担当者が対面で参加できない場合、財務局側と接続し作業を同時並行し効率化を図る例



• 検査先の本部と営業店との接続

検査自体は金融機関本部にて対面で実施するが、遠隔地の営業店とはリモート会議形式でヒアリングを行う例



(報告書 以上)

本報告書の位置づけ

- 本報告書は、金融庁による委託調査「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」(令和4年9月公示、令和4年10月30日契約、以下「本件調査」)に基づき、弊社 プロティビティ合同会社にて受託した本件調査の結果をとりまとめた文書です。
- 本報告書における金融モニタリング態勢に対しての金融機関による評価および財務(支)局における問題意識は、本件調査にて調査対象となった各金融機関および各財務(支)局からの意見を総合したものであり、調査対象者に対するアンケートおよびヒアリングで言及された事項をすべて網羅したものではなく、また特定の金融機関および財務(支)局の置かれている状況を示すものではありません。
- 本報告書は、本件調査の受託期間である契約締結日から、調査対象者に対するアンケートおよびヒアリングが全て完了した令和5年2月9日までの状況をとりまとめたものです。その後に状況が変化した場合においても、弊社は本報告書を改訂する義務を負うものではありません。
- 本報告書は、本件調査の委託者である金融庁における利用のみを意図したものであり、金融庁以外の第三者が利用することを意図して作成されたものではありません。したがって弊社は、本報告書に記載されている情報を利用したいかなる第三者に対しても何らの責任を負うものではありません。

本件調査 受託者

プロティビティ合同会社

東京都千代田区大手町 2-6-4 TOKYO TORCH 常盤橋タワー24 階

03-4577-3980

© 2023 Protiviti

Protiviti is not licensed or registered as a public accounting firm and does not issue opinions on financial statements or offer attestation services. All registered trademarks are the property of their respective owners.